

# 第3期相生市

## 子ども・子育てで支援事業計画

こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち



令和7年3月  
兵庫県  
相生市



## はじめに



わが国全体で急速な少子化、人口減少が進み、地域社会や家庭を取り巻く環境は変化を続ける中、国においては、こども家庭庁の設立や「こども基本法」の施行により、子どもや子育て家庭に関する取り組みは新たな局面を迎えています。これまでの保護者の視点に立った支援のみならず、子どもの権利を重視し、子どもにとって最も良いことは何かを考え、地域全体で子どもの育ちを支えていくことが重要となっています。

相生市では、これまで「相生市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念に、子ども・子育て支援の取り組みを推進してきました。

このたび、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、計画の進捗状況等を踏まえ、子どもや子育て家庭への支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第3期相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、新たな基本理念として「こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち」を掲げ、より子どもや保護者の視点に立ち、地域の様々な構成員が協力して、すべての子どもたちが心身ともに健やかで幸せに暮らせるまちづくりを目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するに当たり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、貴重なご意見をいただきました相生市子ども・子育て会議、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご支援、ご協力いただきましたすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

相生市長 **谷口芳紀**



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け・期間.....	2
3 計画の策定体制.....	3
<b>第2章 相生市の子どもを取り巻く現状</b> .....	<b>4</b>
1 統計からみる状況.....	4
2 アンケート調査結果からみる状況.....	9
3 第2期計画の主な取り組み状況.....	17
4 課題のまとめと方向性.....	20
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> .....	<b>24</b>
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	25
3 計画の体系.....	26
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>27</b>
基本目標1 子どもの権利と幸せを守るまちづくり.....	27
基本目標2 ライフステージに応じた育ちへの支援.....	32
基本目標3 安心して子育てができる環境の整備.....	40
基本目標4 すべての子ども・若者の成長と自立への支援.....	50
<b>第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策</b> .....	<b>57</b>
1 教育・保育提供区域.....	57
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	58
3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策.....	60
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	61
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1 庁内推進体制の整備.....	71
2 関係機関等との連携・協働.....	71
3 計画の進行管理と点検・評価.....	71
<b>資料編</b> .....	<b>72</b>
1 相生市子ども・子育て会議設置条例.....	72
2 相生市子ども・子育て会議委員名簿.....	74
3 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱.....	75
4 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿.....	77
5 相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過.....	78
6 用語解説.....	79



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けなど、様々な取り組みを展開してきました。さらに、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低となるなど、全国的な課題となっています。また、ライフスタイルや家族観の多様化、地域のつながりの希薄化など子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、子育ての孤立化、児童虐待、不登校やひきこもりなどの様々な課題が指摘されています。

このような中、令和5年4月に「こども基本法」が施行、令和5年5月には、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定され、子どもが自立した個人として尊重され、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子どもたちが豊かに育つことのできるよう、子育て世帯への経済的支援や包括的な支援体制の強化が進められています。

相生市においては、平成27年と令和2年に「相生市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、計画的な推進に取り組んできました。「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間終了に伴い、近年の社会情勢や相生市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、相生市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第3期相生市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

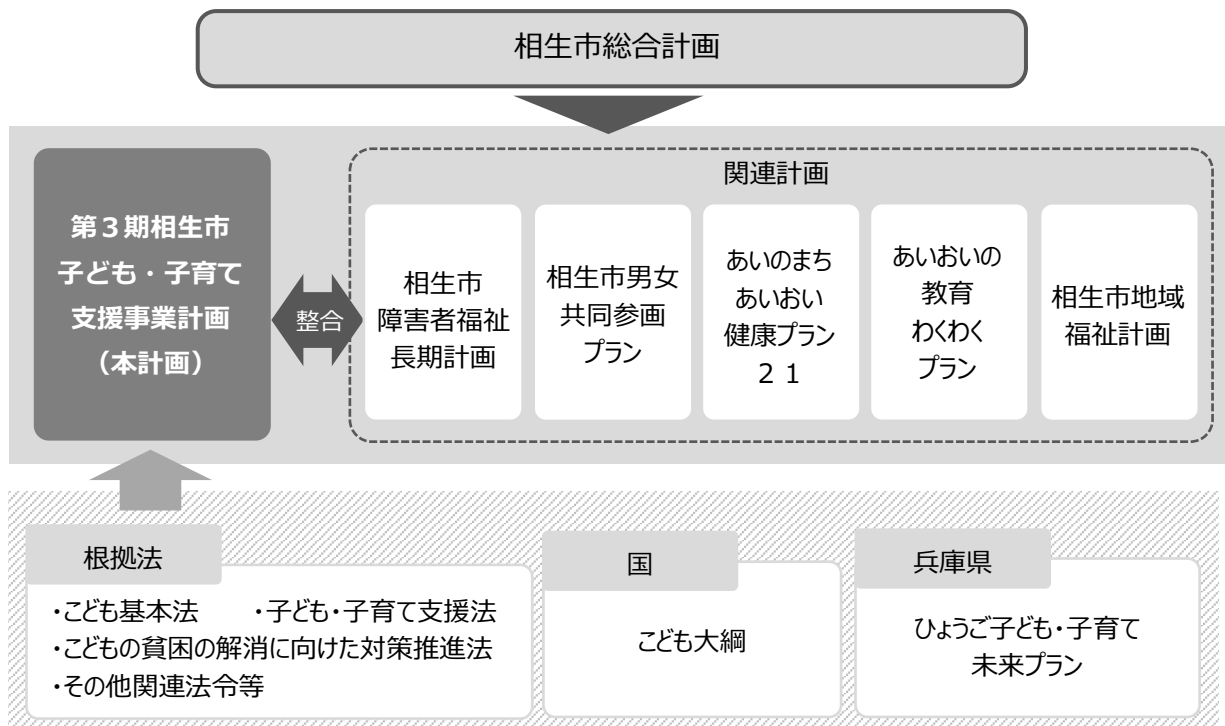
## 2 計画の位置付け・期間

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」として策定するもので、相生市の子ども・子育て支援を総合的に進めるための基本的な指針となる計画です。また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に定める「市町村計画」、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための「母子保健計画」としても位置付けます。

計画の策定・推進に当たっては、「相生市総合計画」を上位計画とし、関連する個別計画等との整合を図るとともに、「こども基本法」、「こども大綱」及び兵庫県の計画を踏まえて策定します。また、自治体こども計画策定の目的である、「こどもまんなか社会」を実現するための、こども施策に関する基本的な方針・重要事項・必要な事項を可能な限り記載しています。

#### ■ 関連計画等との関係



### (2) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。

#### ■ 計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画		第3期相生市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

## 3 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の開催

相生市における子ども・子育て支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に、保健・医療・教育各分野の代表者や保護者、子ども・子育て支援事業者、労働者、行政機関の代表、学識経験者等で構成する「相生市子ども・子育て会議」において、計画内容等について協議しました。

### (2) 子ども・子育て支援事業推進委員会の開催

子ども・子育て会議委員委嘱団体より委員を選出し、「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

### (3) アンケート調査の実施

市内にお住まいの就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育て支援に関する現在の状況や今後の利用希望等、地域における様々なニーズを把握し、本計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

- 調査対象者：就学前児童…相生市在住の就学前児童の保護者（全員）  
小 学 生…相生市在住の小学1年生から小学4年生の保護者から無作為に抽出（500世帯）
- 調査期間：令和6年2月1日～2月18日
- 調査方法：就学前児童…保育所・幼稚園・認定こども園を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収・Webで回答を送信  
小 学 生…郵送による配布・回収・Webで回答を送信

調査対象者	調査票（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,124 件	715 件	63.6%
小 学 生	500 件	277 件	55.4%

### (4) パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を聴取し本計画に反映させることを目的として、パブリック・コメント（意見募集）を実施しました。

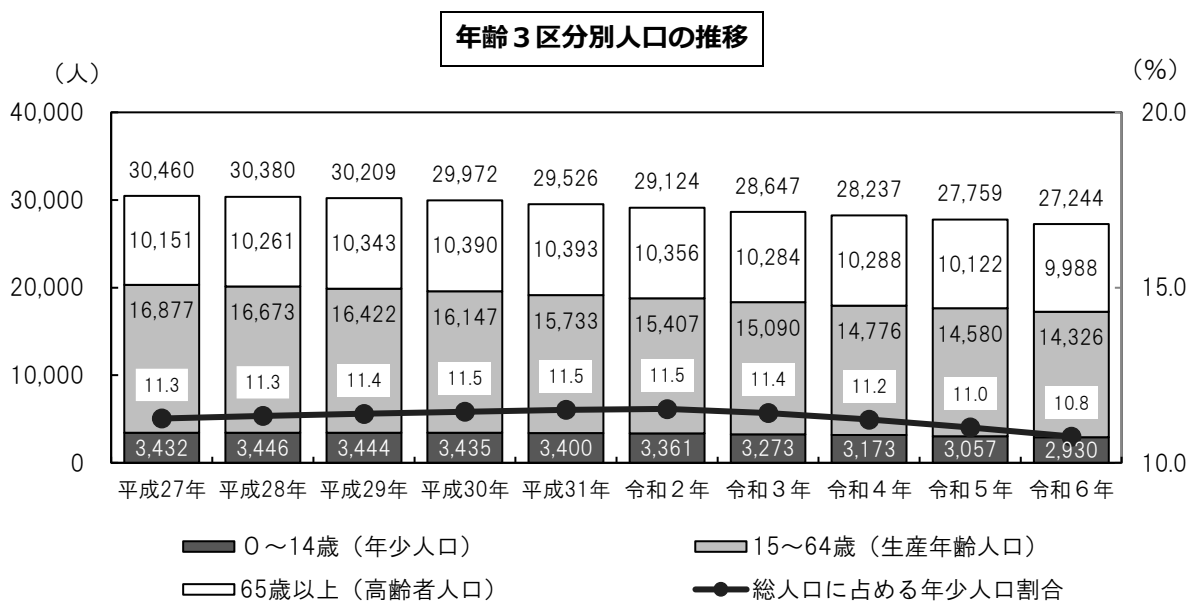
実施期間：令和7年1月10日（金）から令和7年2月6日（木）

# 第2章 相生市の子どもを取り巻く現状

## 1 統計からみる状況

### (1) 総人口の推移

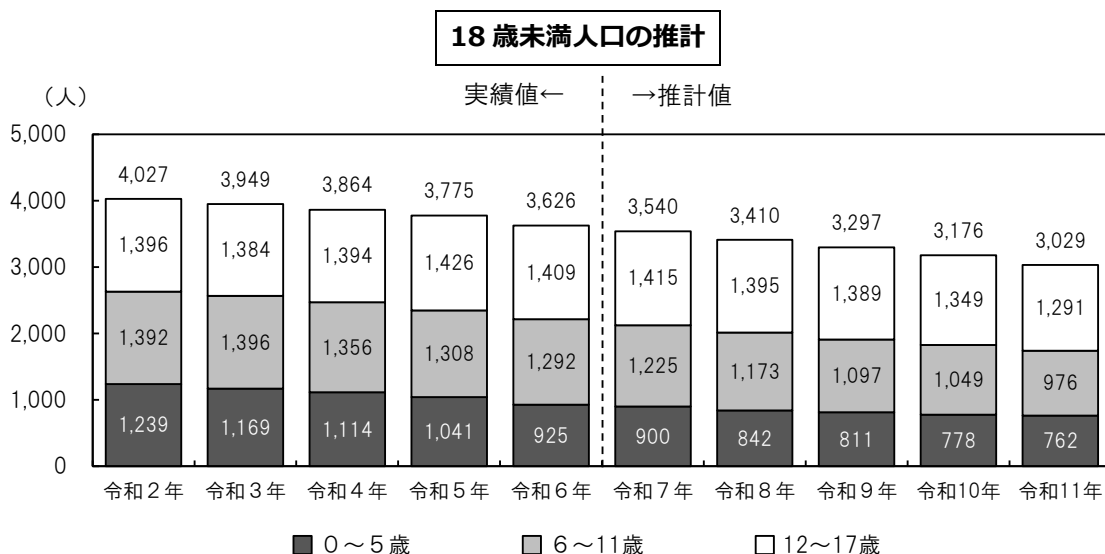
相生市の総人口は減少傾向で推移しており、令和6年は27,244人となっています。年齢3区分別にみると、令和4年以降、すべての年齢で減少傾向となっており、年少人口割合については、令和2年以降減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### (2) 子ども人口の推移と推計

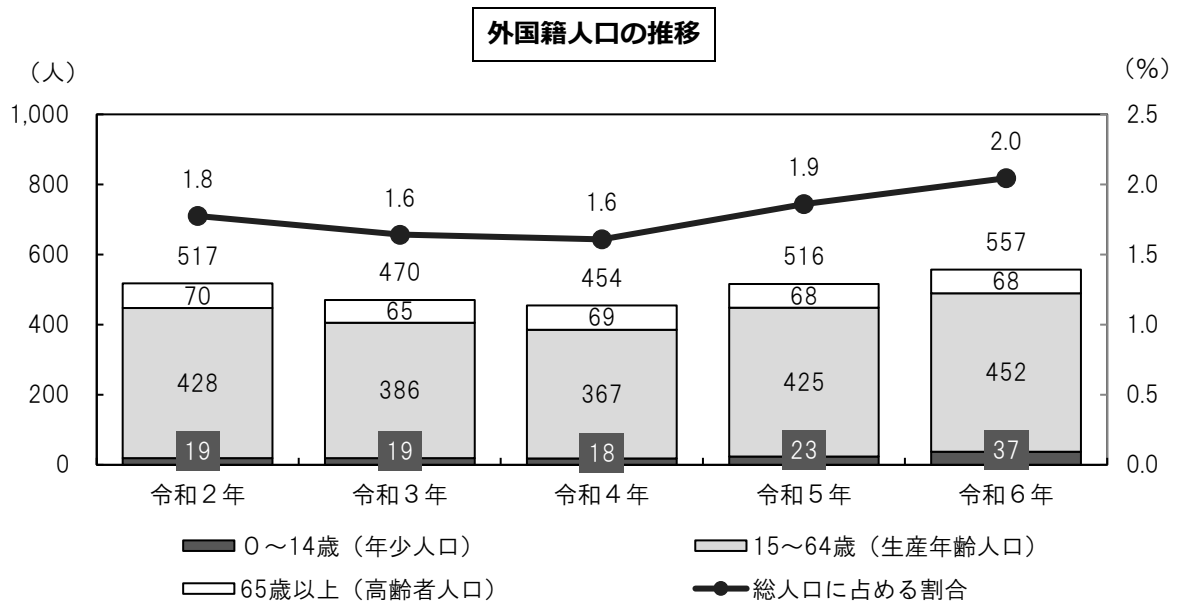
18歳未満人口は減少傾向が続く見込みとなっており、令和11年には、令和6年から597人（16.5%）減少し、3,029人になると予測されます。



資料：住民基本台帳をコーホート変化率法にて算出

### (3) 外国籍人口の推移

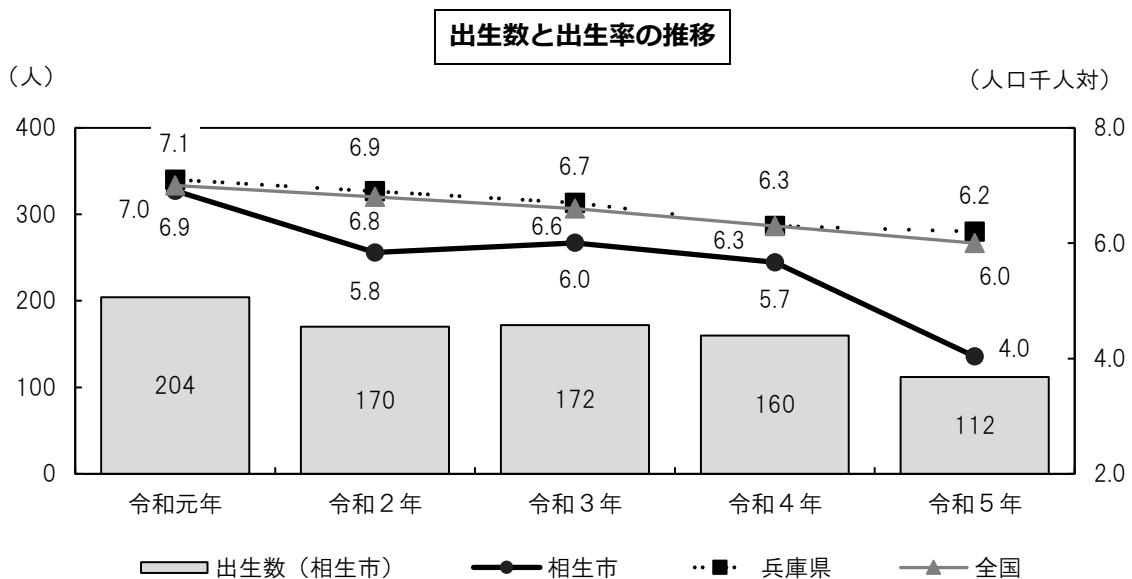
外国籍人口は、令和4年以降増加傾向となっており、総人口に占める割合も増加しています。年少人口についても増加傾向で、令和6年は37人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### (4) 出生の状況

出生数は、令和元年以降、概ね減少傾向で推移しており、令和5年は112人となっています。出生率は、全国・兵庫県よりも低い水準で推移しています。



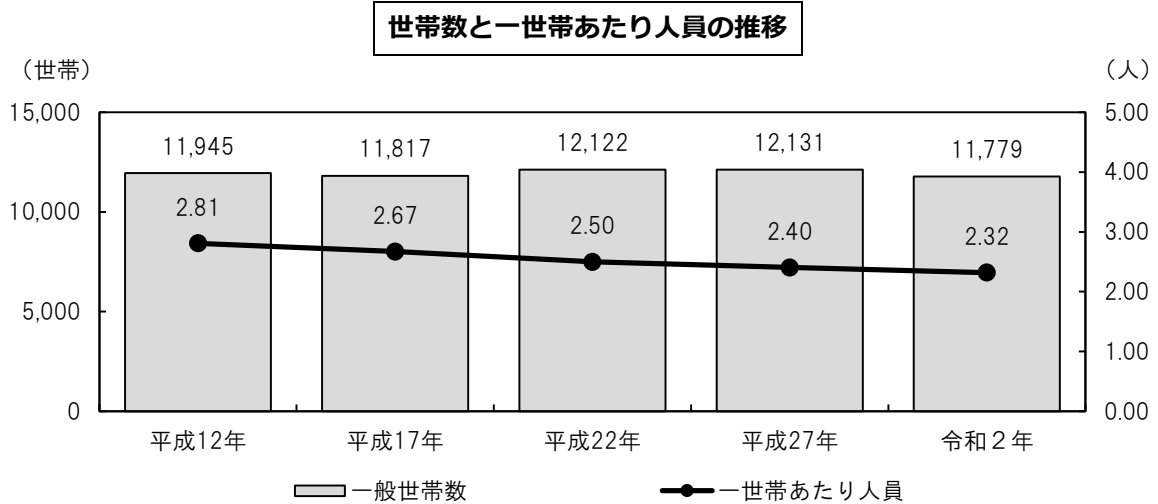
資料：人口動態調査（厚生労働省）

相生市の出生率は、人口動態調査を基に住民基本台帳人口から算出

## (5) 世帯の動向

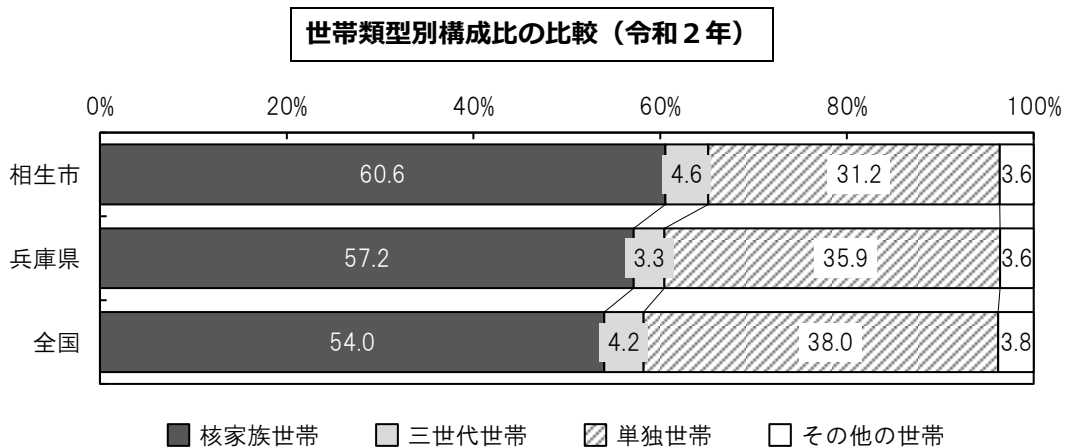
一般世帯数は、平成17年から平成27年にかけて微増で推移していましたが、令和2年に減少し、11,779世帯となっています。

一世帯あたり人員は年々減少しており、令和2年で2.32人となっています。



資料：国勢調査

令和2年の世帯類型別構成比を全国・兵庫県と比較すると、「核家族世帯」「三世帯世帯」は全国・兵庫県よりも高くなっています。

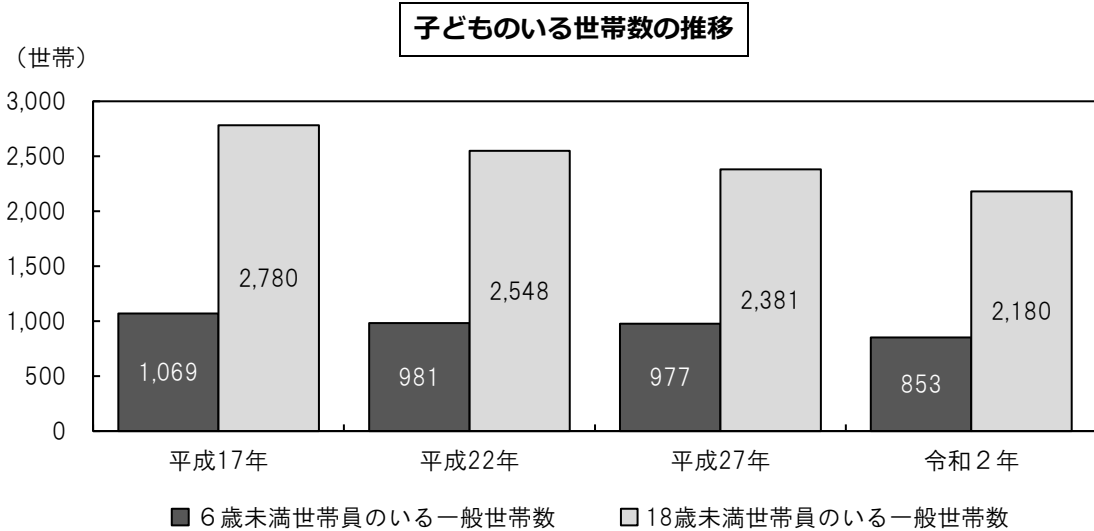


資料：国勢調査

## (6) 子どものいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯数と18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、減少傾向で推移しています。

子どものいる世帯割合を全国・兵庫県と比較すると、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯ともに全国・兵庫県よりも低くなっています。

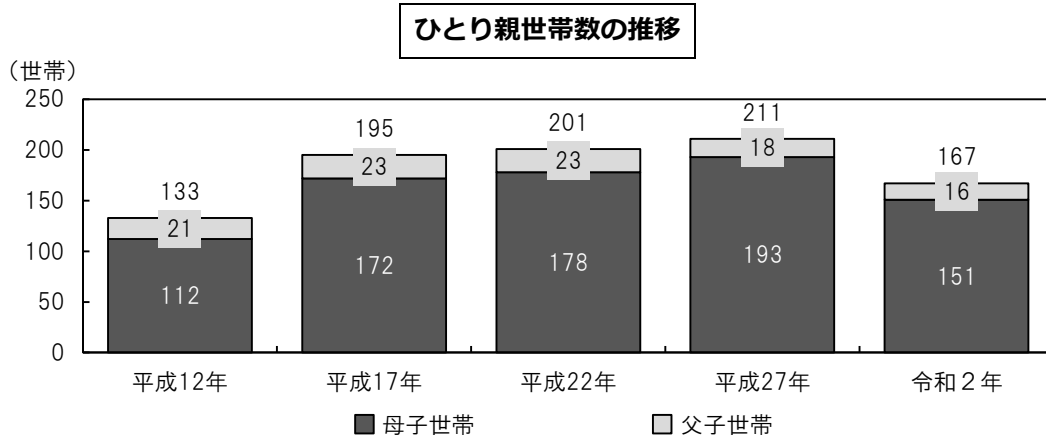


### 子どものいる世帯割合の比較（令和2年）

	相生市	兵庫県	全国
6歳未満世帯員のいる一般世帯（％）	7.2	7.6	7.6
18歳未満世帯員のいる一般世帯（％）	18.5	19.7	19.3

※一般世帯の総数に占める割合 資料：国勢調査

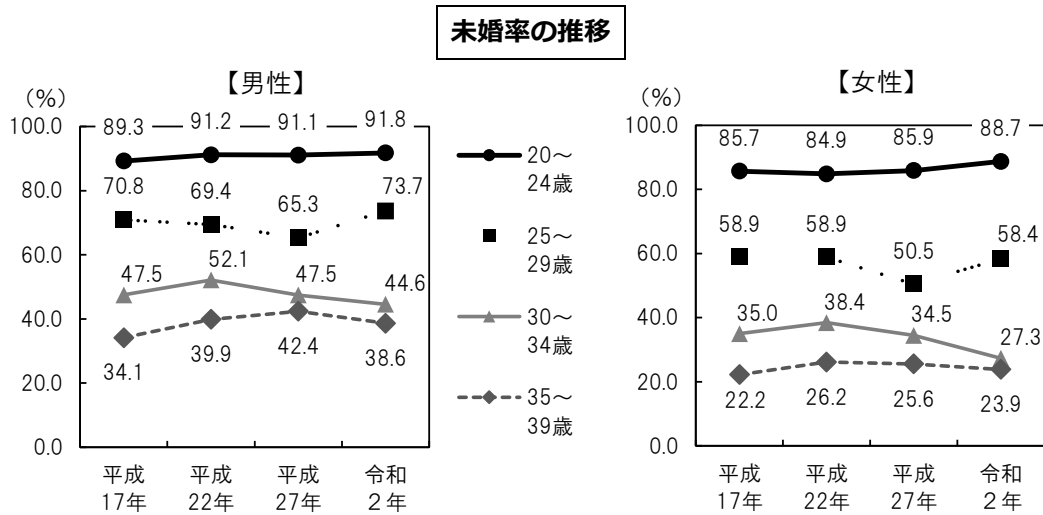
ひとり親世帯は、平成27年まで増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少しています。



※母親又は父親と20歳未満の子どものみから成る世帯 資料：国勢調査

## (7) 未婚率の推移

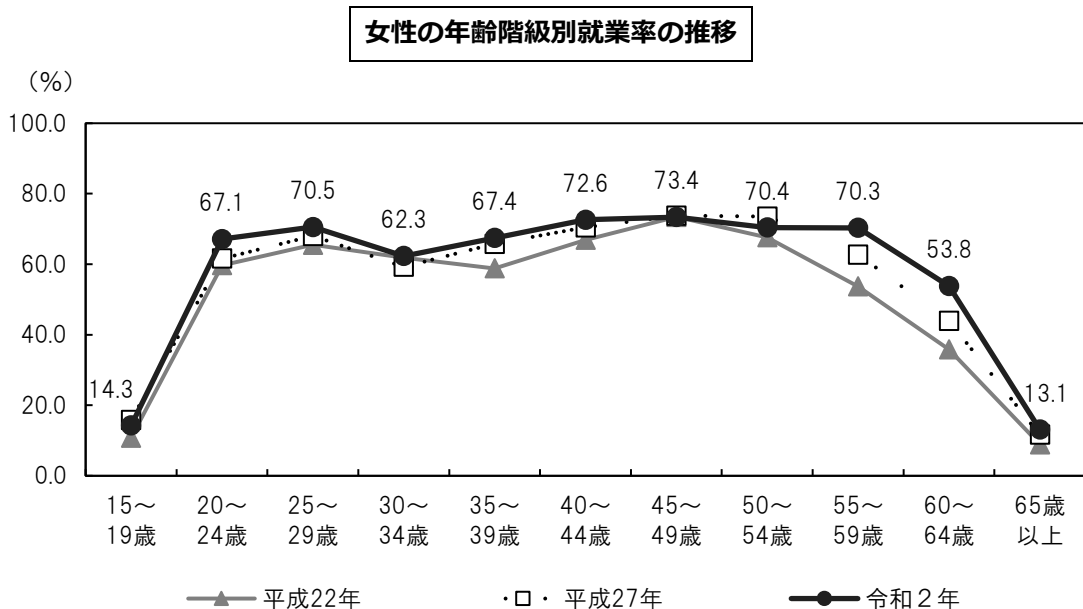
未婚率は、平成 27 年から令和 2 年にかけて、男女ともに 20～29 歳では増加、30～39 歳では減少しています。



資料：国勢調査

## (8) 女性の就業状況

女性の年齢階級別就業率について、20～44 歳の就業率は上昇していますが、30～34 歳で就業率が下がる M 字カーブの傾向が続いています。



資料：国勢調査

## 2 アンケート調査結果からみる状況

※アンケート調査結果については、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

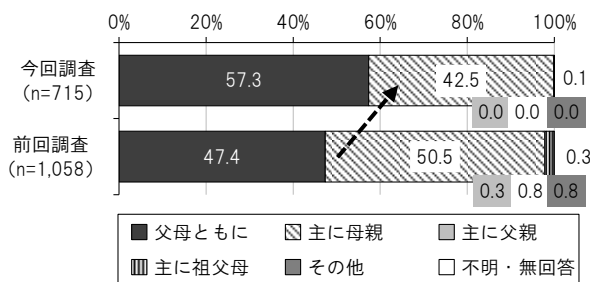
### (1) 子育てをめぐる環境について

子育てを主に行っている方について、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」の割合が大きく増加しており、父母が協力して子育てを行う家庭が増えていることがうかがえます。

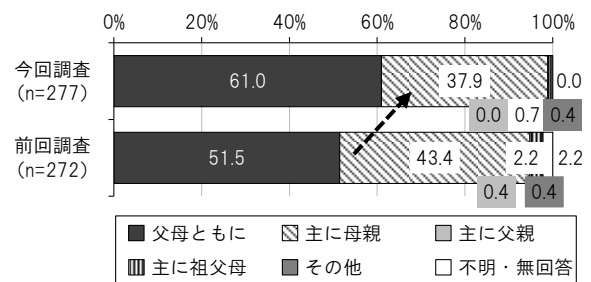
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」の割合が増加しており、特に日常的にみてもらえる人がいない人が増えていることから、子育ての孤立や負担感の増加につながっていることも考えられます。

#### 子育てを主に行っている方

##### ■ 就学前児童保護者

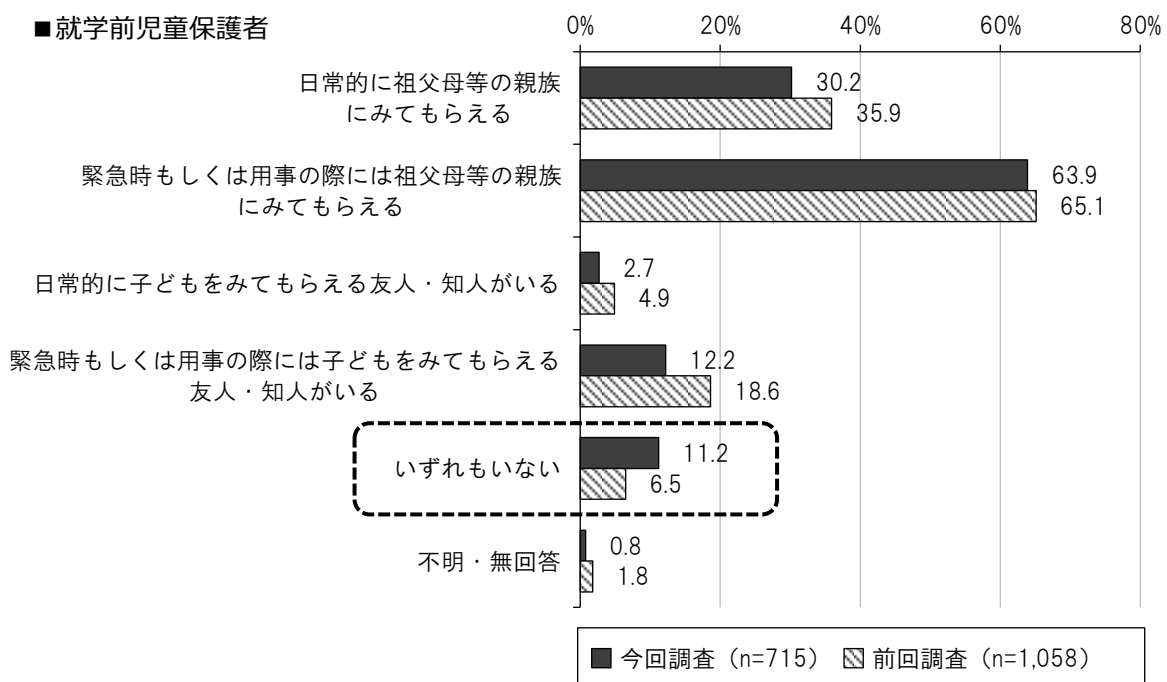


##### ■ 小学生保護者



#### 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

##### ■ 就学前児童保護者



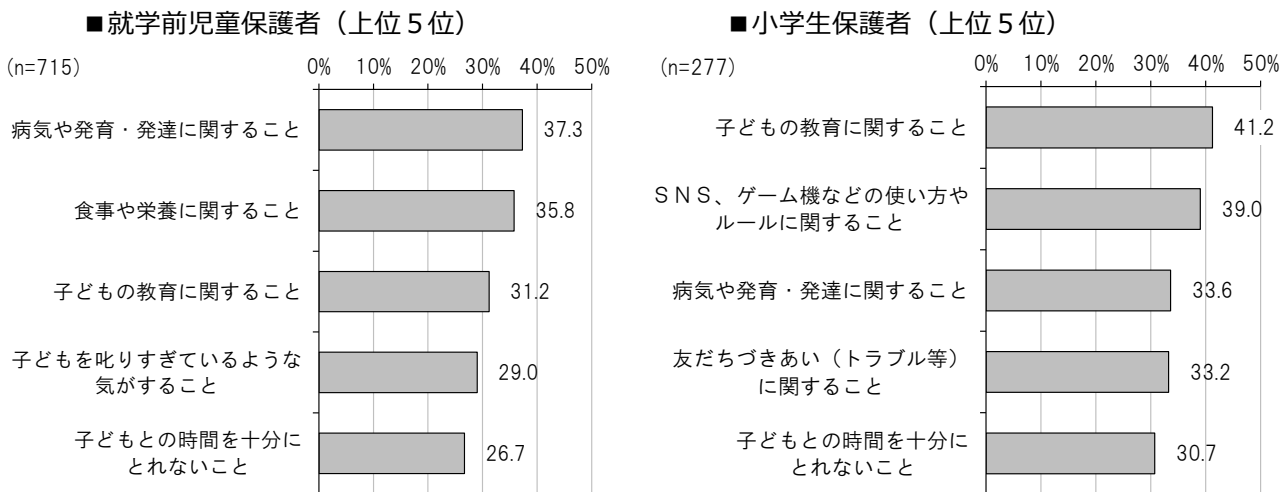
## (2) 子育ての悩みや不安感について

子育てに関して、日常悩んでいることについて、就学前児童、小学生ともに「病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間を十分にとれないこと」が上位にあがっており、子どもの健康を支える支援や仕事と子育ての両立支援などが求められます。また、小学生では「SNS、ゲーム機などの使い方やルールに関すること」が高くなっており、子どものSNS利用に関する啓発等も必要となります。

子育てをする上での不安については、就学前児童、小学生ともに「子育てで出費がかさむ」が最も高くなっており、経済的な不安感が大きいことがうかがえます。

子育てに関する不安感・負担感について、気軽に相談できる人がいない場合に不安や負担を感じる割合が高くなっており、気軽に相談できる環境づくりが重要となります。

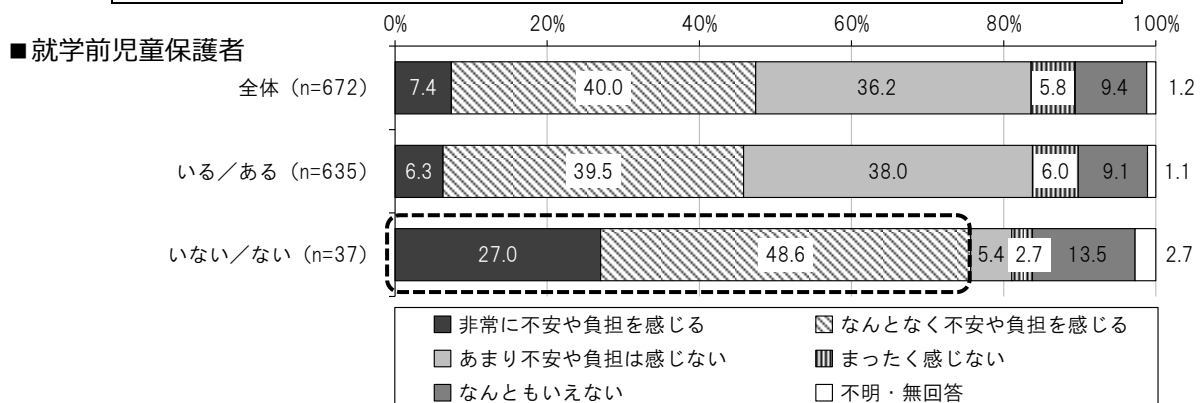
### 子育てに関する悩み



### 子育てをする上での不安

	就学前児童保護者 (上位3位)	小学生保護者 (上位3位)
1	子育てで出費がかさむ (42.1%)	子育てで出費がかさむ (49.1%)
2	自分の自由な時間が持てない (33.4%)	不安や悩みは特にない (24.5%)
3	子育てによる身体の疲れが大きい (25.6%)	自分の自由な時間が持てない (24.2%)

### 子育てに関する不安感・負担感 × 子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無

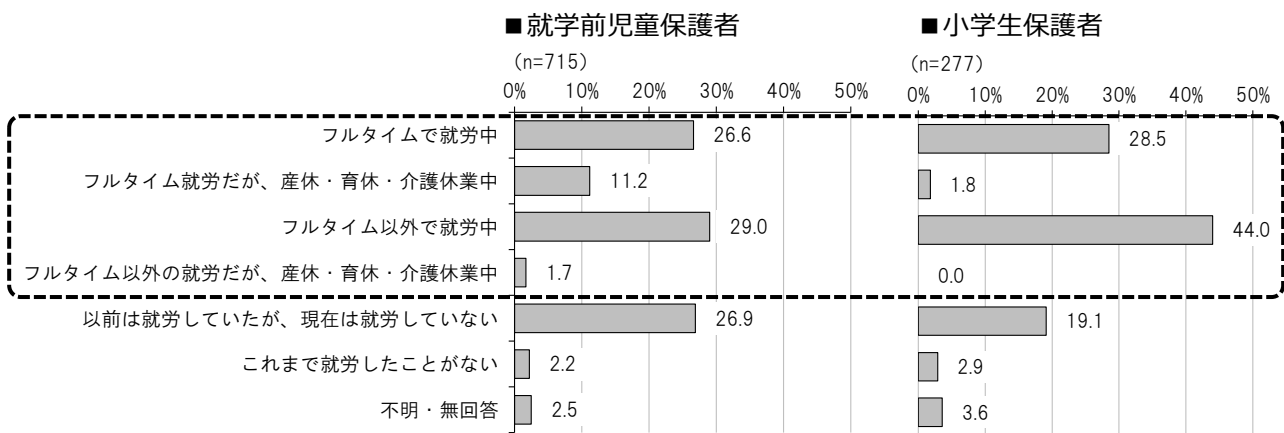


### (3) 保護者の働き方について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中も含めフルタイム又はフルタイム以外で就労している人は、就学前児童で68.5%、小学生で74.3%となっています。

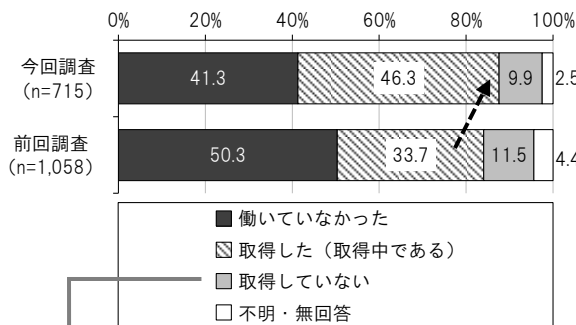
育児休業の取得状況について、前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が、母親では12.6ポイント、父親では10ポイント増加しています。育児休業を取得していない理由としては、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が増加しており、制度を利用しづらい職場の状況もうかがえます。母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が大きく減少しており、出産後も就業を継続する人が増加していることがうかがえます。

母親の就労状況

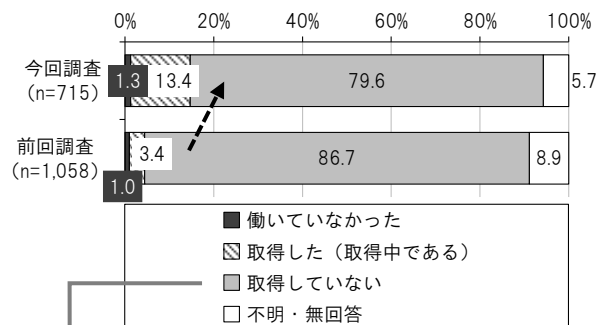


育児休業の取得状況

■ 就学前児童保護者【母親】



【父親】



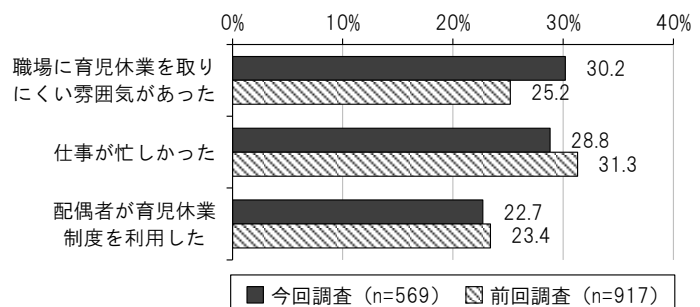
【母親】 育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」

今回調査：15.5%

前回調査：34.4%

【父親】 育児休業を取得していない理由（上位3位）

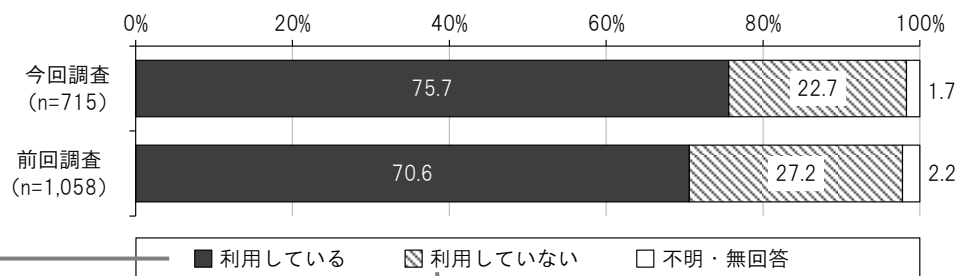


## (4) 教育・保育事業の利用について

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が75.7%と、前回調査から増加しています。利用している事業については、「幼稚園」が減少し、「認定こども園」が増加しています。「幼稚園の預かり保育」も増加しており、共働き世帯や核家族世帯の増加から保育のニーズが増加していることがうかがえます。一方で、利用していない理由として、「利用したいが、教育・保育事業に空きがない」が増加しています。

定期的な教育・保育事業の利用状況

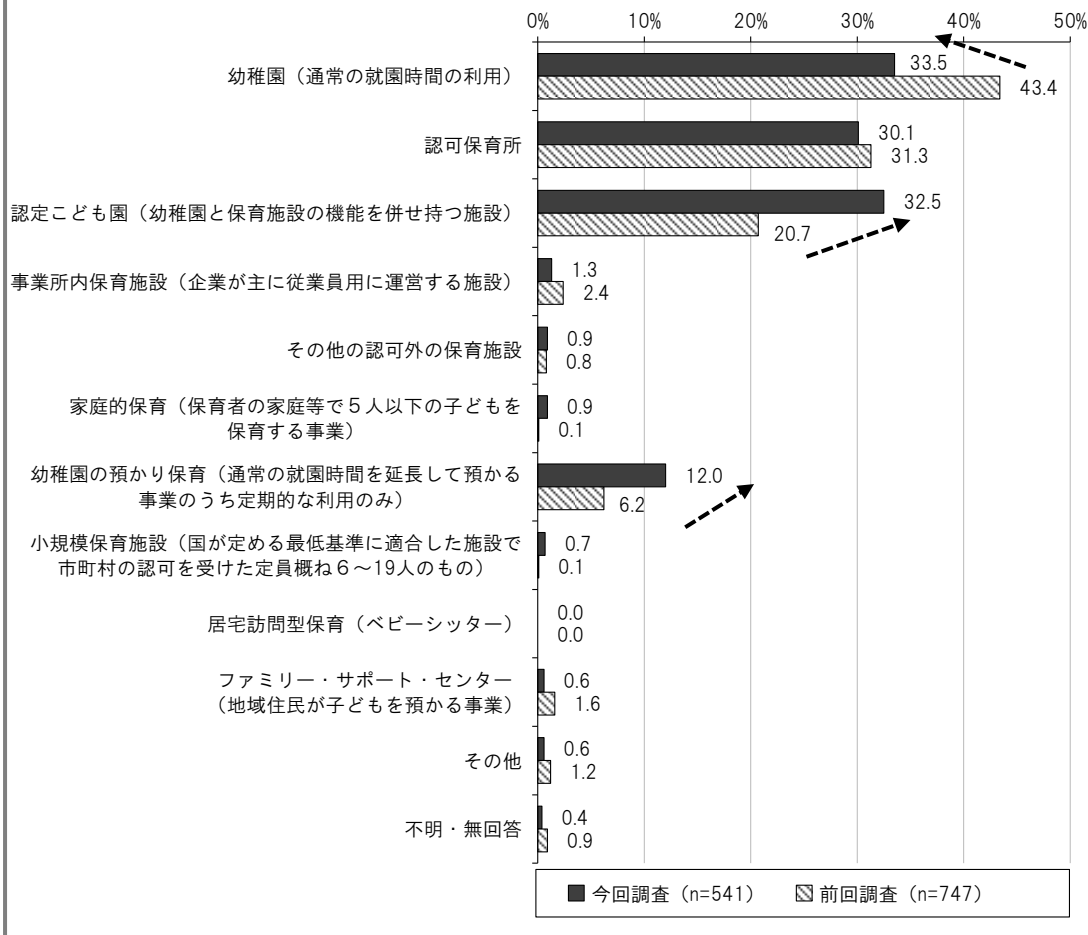
### ■ 就学前児童保護者



#### 利用していない理由

「利用したいが、教育・保育事業に空きがない」  
 今回調査：21.6%  
 前回調査：7.6%

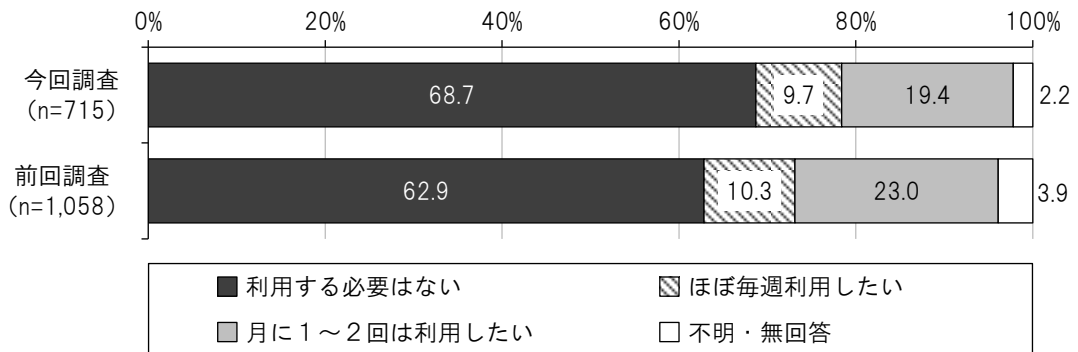
#### 利用している事業



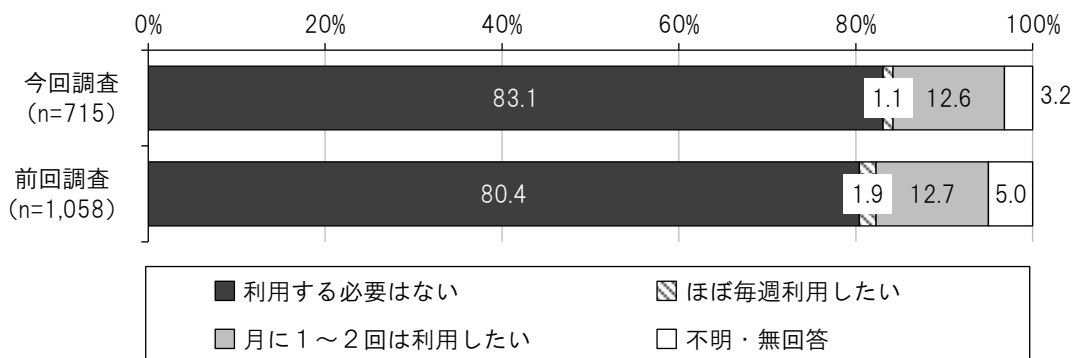
土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、前回調査と比較すると「利用する必要はない」が増加しており、利用を希望する割合は、土曜日で29.1%、日曜日・祝日で13.7%となっています。夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の利用希望については、「利用する必要はない」が大きく増加しており、利用を希望する割合は、46.5%となっています。

**土曜日・休日・長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望**

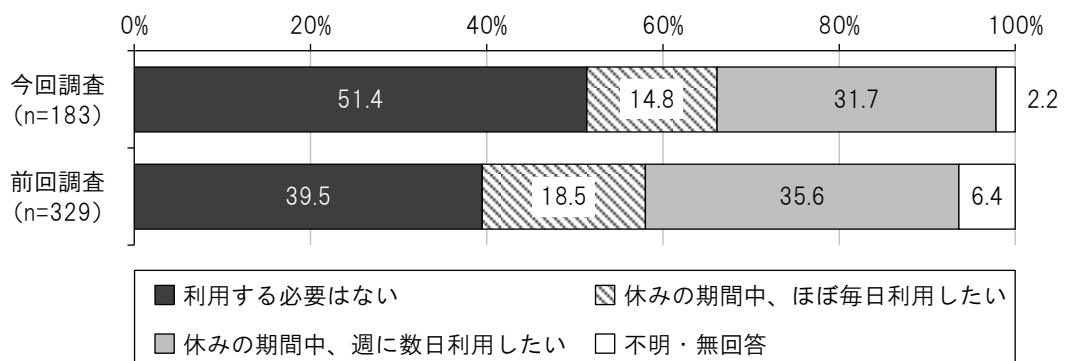
■就学前児童保護者【土曜日の利用希望】



■就学前児童保護者【日曜日・祝日の利用希望】



■就学前児童保護者（幼稚園を利用されている方）【長期休暇期間中の利用希望】



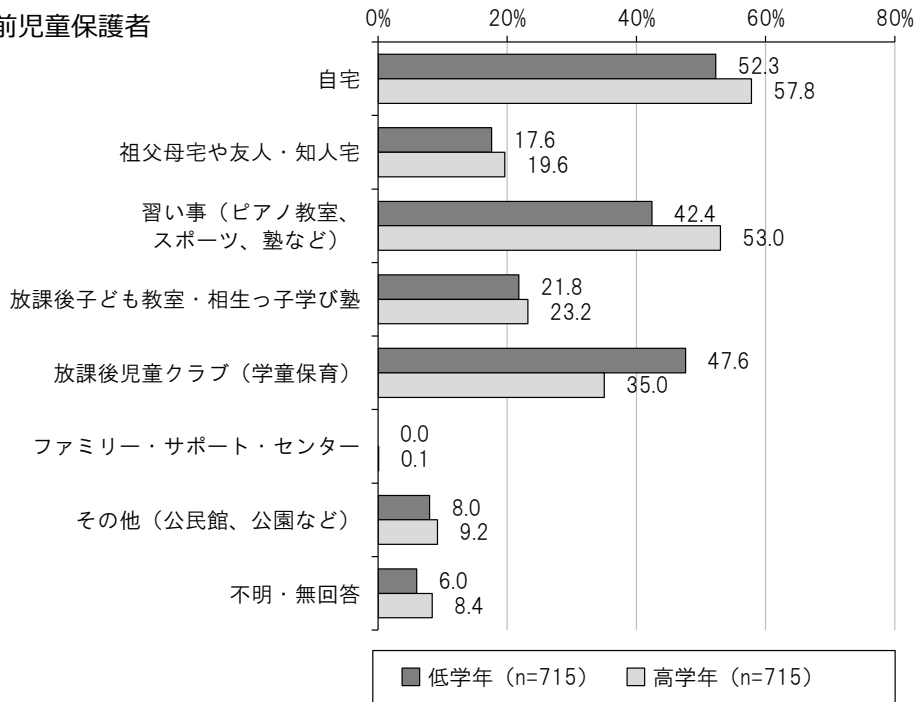
## (5) 放課後の過ごし方について

小学校入学後に希望する放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」は低学年で47.6%、高学年で35.0%と、一定の利用希望があることがうかがえます。

小学生が放課後を過ごしている場所について、「放課後児童クラブ」が増加しています。

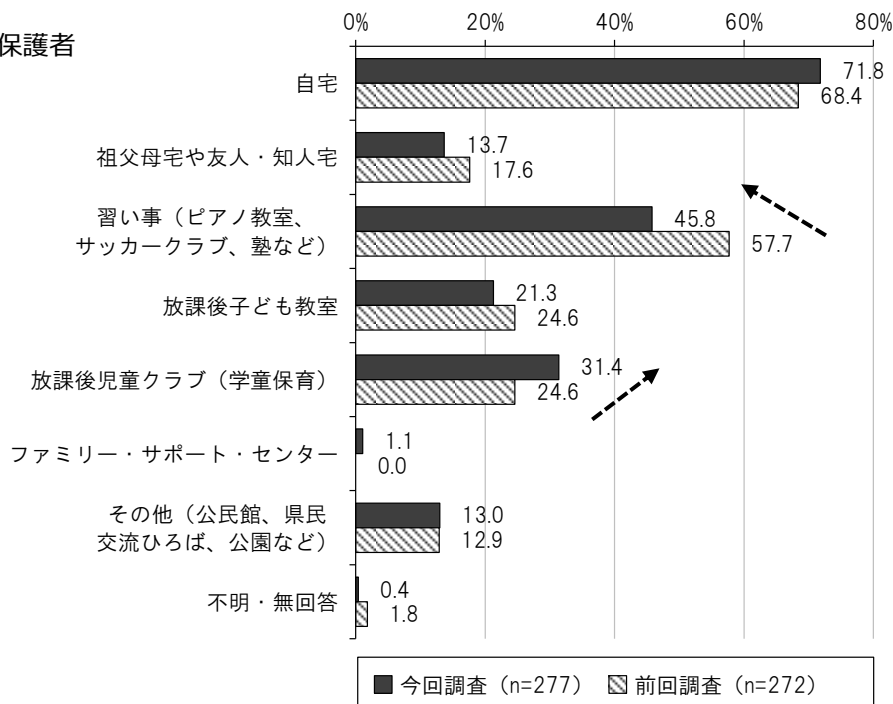
小学校入学後に希望する放課後の過ごし方

■ 就学前児童保護者



放課後を過ごしている場所

■ 小学生保護者

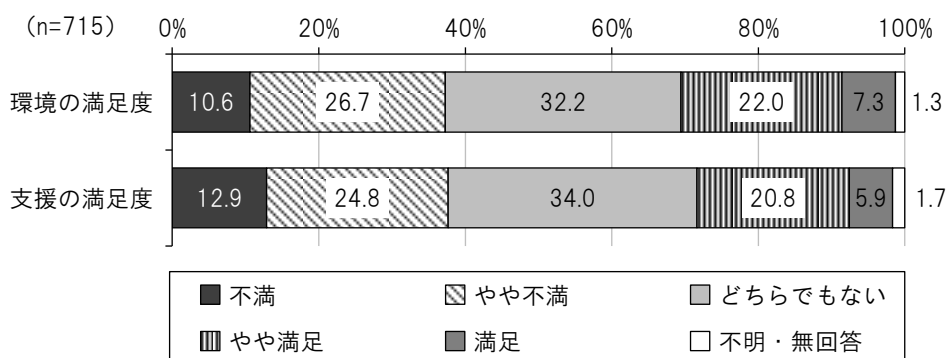


## (6) 子育て全般について

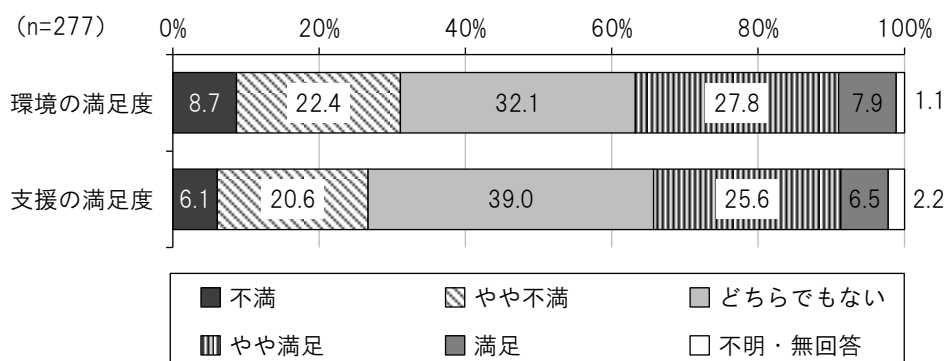
住んでいる地域における子育ての環境や支援の満足度について、環境の満足度は『不満』（「不満」「やや不満」の合計）が、就学前児童では37.3%、小学生では31.1%となっています。支援の満足度は『不満』が、就学前児童では37.7%、小学生では26.7%となっており、小学生よりも就学前児童の方が不満と感じている割合は高くなっています。

子育ての環境や支援の満足度

### ■就学前児童保護者



### ■小学生保護者



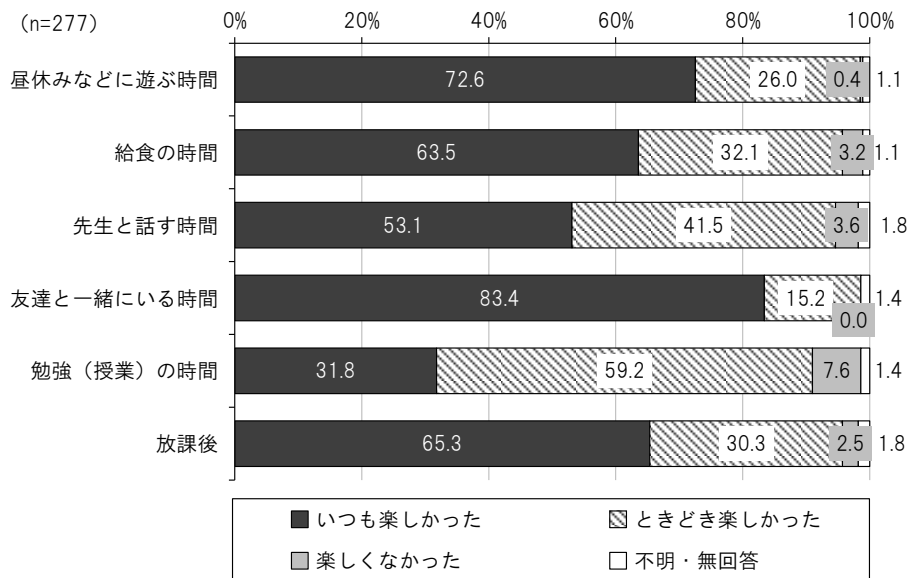
## (7) 子ども自身のことについて

学校生活における直近1週間の気持ちについて、他の項目と比べて〔友達と一緒にいる時間〕〔昼休みなどに遊ぶ時間〕で「いつも楽しかった」が高くなっています。

日常生活における直近1週間の気持ちについて、他の項目と比べて〔友達と遊ぶ時間〕〔家族と遊ぶ時間〕〔家でご飯を食べる時間〕で「いつも楽しかった」が高くなっています。一方で、〔勉強の時間〕〔家事などのお手伝いの時間〕で「楽しくなかった」が高くなっています。

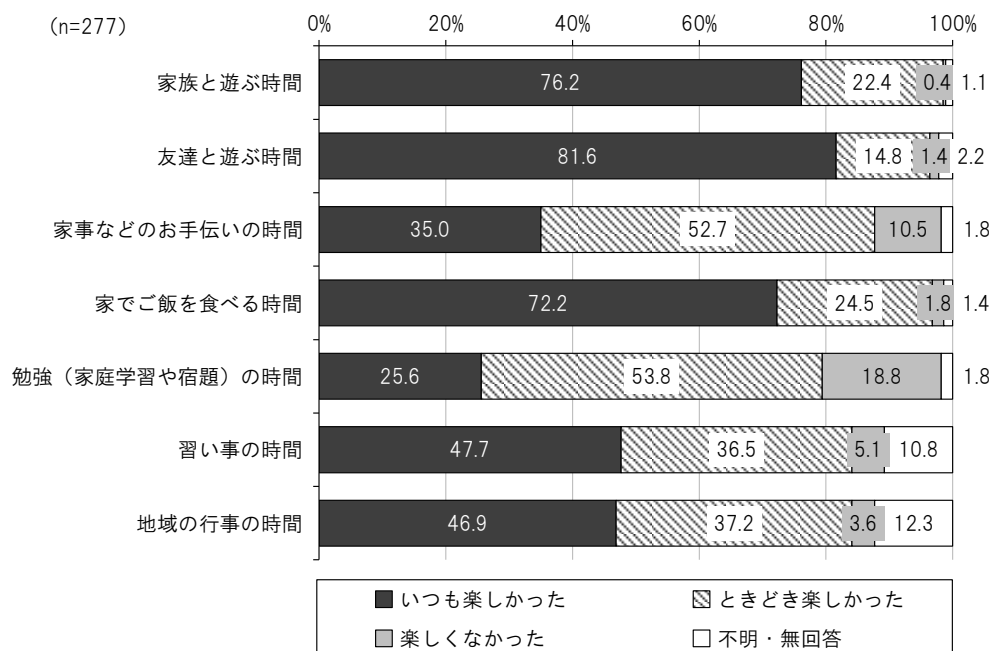
### 学校生活における気持ち

#### ■小学生保護者（子ども本人が回答）



### 日常生活における気持ち

#### ■小学生保護者（子ども本人が回答）



### 3 第2期計画の主な取り組み状況

#### (1) 教育・保育事業

女性の就業率の上昇などにより保育利用のニーズが増加していることから、1号認定の実績値は年々減少しています。2号認定と3号認定の1・2歳児は実績値が見込みを上回っています。

##### ■ 1号認定（3～5歳、認定こども園及び幼稚園）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	462	481	467	306	271
実績値		349	325	305	275	220

##### ■ 2号認定（3～5歳、認定こども園及び保育所）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	235	245	238	276	258
実績値		271	301	291	301	286

##### ■ 3号認定（0歳、認定こども園及び保育所+地域型保育）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	40	39	38	18	18
実績値		12	16	21	16	14

##### ■ 3号認定（1・2歳、認定こども園及び保育所+地域型保育）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	152	140	143	135	135
実績値		166	154	155	144	156

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業の実績値は増加傾向となっており、令和3年度以降は見込み量を上回っています。一時預かり事業（幼稚園型）は実績値が見込みを上回っています。乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査の実績値は、見込みを下回っており概ね減少傾向となっています。

### ■利用者支援事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	箇所	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	-

### ■延長保育事業（時間外保育事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	115	113	112	110	105
実績値		84	83	102	91	-

### ■放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	280	277	267	324	328
実績値		274	278	318	323	-

### ■子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	2	2	2	2	2
実績値		1	1	2	5	-

### ■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	215	209	204	160	160
実績値		162	172	150	112	-

### ■養育支援訪問事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	5	5	5	20	20
実績値		7	6	3	8	-

■地域子育て支援拠点事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人日	12,686	11,857	11,938	10,000	10,000
実績値		9,243	8,228	8,988	7,577	-

■一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人日	10,764	11,204	10,899	16,000	16,000
実績値		15,412	15,954	14,758	15,747	-

■一時預かり事業（幼稚園型以外）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人日	813	804	795	500	500
実績値		358	321	178	226	-

■病児・病後児保育事業

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人日	223	220	218	215	205
実績値		10	15	20	14	-

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学1年生～6年生）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	12	12	12	11	12
実績値		10	3	8	11	-

■妊婦健康診査（妊婦健康診査費補助事業）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	人	351	342	333	280	280
実績値		280	280	228	191	-
見込み	回	2,491	2,429	2,367	2,200	2,200
実績値		2,135	2,133	1,661	1,375	-

## 4 課題のまとめと方向性

### 課題1 子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくり

- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針には、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。
- 市内2箇所の子ども食堂への支援を行っており、貧困家庭の食事の支援を行うとともに、交流の場にもなっています。
- アンケート調査では、小学校入学後の希望する放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」が増加しています。一方で、小学生が放課後を過ごしている場所は自宅が7割以上と前回よりも増加しています。
- アンケート調査では、小学生の子育てに関する悩みとして、「SNS、ゲーム機などの使い方やルールに関すること」が上位にあがっており、インターネットやSNSを通じた子どものトラブルや犯罪被害が増えていることから、不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。
- アンケート調査では子育て環境の満足度について、『不満』の割合が、就学前児童、小学生ともに3割程度となっています。

子どもが家庭環境に関わらず、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、安心して過ごせる場所を持つことができるよう、家庭、地域、学校が連携して居場所づくりを推進することが重要です。

また、子どもの安全確保に向けて、スマートフォンやSNSに関して、学校での教育や保護者への啓発が必要となっています。

## 課題2 ライフステージを通して健やかに成長できる支援の充実

- アンケート調査では、就学前児童の子育てに関する悩みについて、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が上位にあがっています。
- アンケート調査では、遊具のある公園や屋内施設、児童館など子どもが遊べる場所を求める声があがっています。また、産婦人科や小児科、夜間救急がないなど医療体制に対する意見もあがっています。
- 4か月児健診から1歳6か月児健診の間に10か月児相談を実施することで、保護者の不安緩和に努めています。
- 基礎学力の定着や学びたい子どもを対象に、相生っ子学び塾を実施しています。
- 放課後の子どもの居場所として学童保育の需要が高まっている一方で、支援員や空き教室の確保が課題となっています。
- 文部科学省の調査によると、不登校の児童・生徒は年々増加傾向にあり、令和5年度には全小学生の2.1%、中学生の6.0%が不登校の状態にあるとされています。
- 教育支援センターにおいて、情報共有や連携により、不登校児童・生徒への教育支援を行っています。また、学校にサポートルームの設置、不登校支援員の配置を行っています。

子どもが成長するにつれて、子育て家庭が抱える悩みや課題は変化していくことから、ライフステージに応じた支援を継続することが必要です。妊産婦のときから継続して、悩みや不安に寄り添う支援を充実させるとともに、切れ目なく保健・福祉・教育の取り組みを進めることが重要です。

子どもの放課後の居場所として学童保育の実施体制を確保するとともに、不登校や学校に行きづらい子どもについて、学校内での支援の充実や多様な学びの場の提供が必要となります。

### 課題3 子育て家庭の多様な支援ニーズへの対応

- 令和7年度より、子育て元気課内に「こども家庭センター」を設置し、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、様々な相談に対し、関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援等ライフステージを通じた経済的支援の強化、共働き・共育ての推進が盛り込まれています。
- 核家族世帯の割合は約6割となっており、兵庫県・全国よりも高くなっています。
- アンケート調査では、子育てをする上で経済的な不安感を抱えている人が約半数となっています。また、気軽に相談できる人がいない人ほど、不安や負担を感じる割合は高くなっています。
- 女性の就業率は20～44歳で上昇していますが、30～34歳で就業率が下がるM字カーブの傾向は続いています。
- アンケート調査では、子育てを主に行っている方について、「父母ともに」の割合が大きく増加しています。一方で、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人が増加しており、子育て家庭の孤立化が懸念されます。
- アンケート調査では、子育てに関する悩みとして、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が上位にあがっています。
- アンケート調査では、育児休業の取得率は母親、父親ともに上昇していますが、父親では依然として、育児休業を取りにくい職場の雰囲気があることがうかがえます。
- アンケート調査では、利用している教育・保育事業について、「幼稚園」が減少し、「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」が増加しています。また、利用したくても空きがなくて利用できていない人が増加していることがうかがえます。
- 待機児童の解消には至っておらず、認定こども園の施設整備、保育士の確保等に向けて取り組みを進めています。

子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、経済的な不安や孤立感を抱えていることがうかがえます。また、女性の就業率の上昇、共働き家庭の増加により、今後も保育ニーズは高まることが考えられることから、待機児童の解消に向けた取り組みが重要となっています。

また、子育て家庭への負担が増加していることがうかがえるため、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実に努め、働きながらも安心して子育てができる環境を整えることが必要です。引き続き、経済的な支援の充実に努めることで子育て家庭の不安の解消に取り組むことも重要です。

## 課題4 子どもや子育て家庭が抱える多様な課題への対応

- 相生市のひとり親世帯は近年減少していますが、ひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっています。
- 発達障害のある子どもは増加傾向にあり、放課後等デイサービス等の障害児通所支援サービスの確保や学校、学童保育等での支援体制の充実が必要となっています。
- 家庭児童相談室への相談件数は増加傾向にあり、こども家庭センターの設置に向けて、保健師や相談員の配置による機能強化を図っています。
- 外国籍人口は増加傾向となっており、そのうち年少人口についても増加しています。
- 日本語習得支援員を配置し、外国籍児童・生徒の学校生活の支援を行っていますが、学習面でのサポートが必要となっています。

貧困や虐待などの課題を抱えている子どもや子育て家庭は、地域の中で認知されにくく、孤立してしまうことも懸念されます。そのような困難を抱える家庭を適切な支援につなぐとともに、障害のある子どもや外国につながる子ども、ひとり親家庭など様々な背景や困難を抱える家庭が安心して子育てできる環境を整えることが重要です。また、保護者の不安解消や相談支援による虐待防止に取り組むことが必要です。

今後、困難を抱える子どもや家庭の増加に対応できる体制の整備、それぞれの状況に合わせた支援の充実を図ることが求められます。また、民生委員・児童委員など地域と連携し、ヤングケアラーなど困りごとを抱えた家庭の把握に努めることが重要です。

## 第3章 基本理念と基本目標

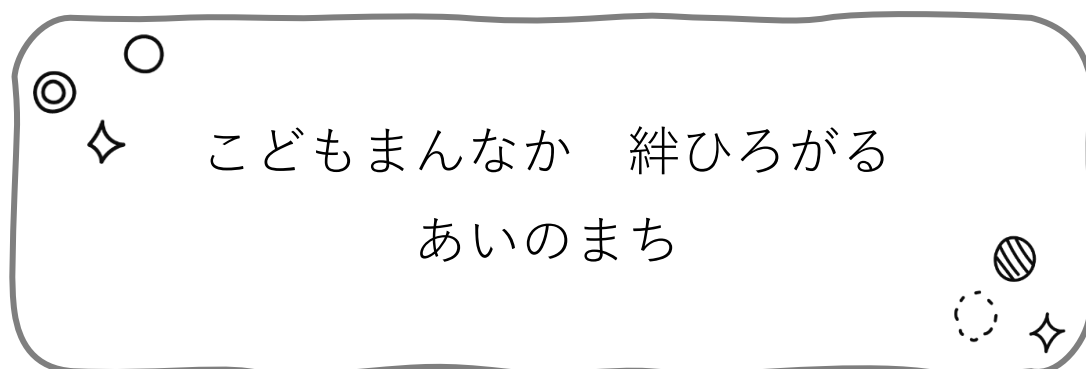
### 1 基本理念

相生市では、「すべての子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念として掲げ、子ども・子育て支援の取り組みを推進してきました。

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、こども基本法に基づく「こども大綱」では、すべての子どもの権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取り組みが重要となっています。

本計画では、「こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち」を基本理念として掲げ、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

子どもたちの豊かな心、人間性を育てるとともに、相生市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、ともに喜びを感じ合うことができるよう、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組みを進めます。



## 2 基本目標

### 基本目標1 子どもの権利と幸せを守るまちづくり

「こどもまんなか社会」の実現が目指される中、その実現に向けては子どもの権利が守られることが重要となります。子どもたちの命や安全を守るため、関係機関や地域と連携して防犯・防災、交通安全等に取り組み、合わせて多様な機会を通じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを推進します。また、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、子どもの多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

### 基本目標2 ライフステージに応じた育ちへの支援

妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、子どもの心身の健やかな成長を支えるためには、切れ目なく保健・福祉・教育の取り組みを推進することが重要です。

生涯を通じて健康でいられるよう、母子の健康保持・増進、病気や障害の早期発見、適切な医療体制の整備など、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。また、学童期・思春期の心身の健康づくり、不登校児童・生徒への支援、将来の自立に向けた支援を一貫して行います。

### 基本目標3 安心して子育てができる環境の整備

核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭が孤立し、不安や悩みを抱え込んでしまう保護者が増加しています。また、子育て家庭の働き方に対する考え方も多様化しており、保護者の保育ニーズに対応していくことが必要となります。

子育て家庭の孤立を防ぐとともに、経済的な支援の充実、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組みます。また、子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実や認定こども園化を推進していきます。

### 基本目標4 すべての子ども・若者の成長と自立への支援

子どもの貧困やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子育て家庭が全国的に増加しており、それぞれの状況に応じた支援やきめ細かな対応が求められています。

保健・福祉・教育等の関係部署、関係機関との連携を強化し、課題を受け止め支援につなげることが重要です。そのような体制づくりを進め、児童虐待の防止やひとり親家庭への支援、子どもの貧困の解消、外国籍の子どもへの支援等を推進することで、すべての子ども・若者の生活を支える環境づくりを目指します。

### 3 計画の体系

基本  
理念

こどもまんなか 絆ひろがる あいのまち

#### 基本目標

#### 基本施策

1 子どもの権利と幸せを守る  
まちづくり

- (1) 子どもの意見や権利の尊重
- (2) 多様な体験機会・居場所づくりの推進
- (3) 子どもにやさしい環境の整備
- (4) 子どもの安心・安全を守る取り組みの推進

2 ライフステージに応じた  
育ちへの支援

- (1) 親と子の健やかな育ちへの支援  
～誕生前から幼児期～
- (2) 子どもが心身ともに健康に育つ環境づくり  
～学童期・思春期～
- (3) 次世代の育成支援 ～青年期～

3 安心して子育てができる  
環境の整備

- (1) 子育て相談や支援の充実
- (2) 地域と連携した子育て支援の推進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 仕事と子育てとの両立支援
- (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

4 すべての子ども・若者の  
成長と自立への支援

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 子どもの貧困対策の推進
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 障害のある子どもへの支援
- (5) 外国につながる子どもへの支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの権利と幸せを守るまちづくり

#### (1) 子どもの意見や権利の尊重

##### ア こども基本法や子どもの権利の周知

こども基本法と子どもの権利に関する周知・啓発を行い、教育・保育現場や子どもに関わる団体をはじめ、すべての大人や子ども自身が、子どもが権利の主体であることの認識を深めることができるよう取り組みます。

###### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 子どもの権利の周知・啓発	パンフレットや市ホームページ、講座等を通じて、こども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子どもが権利の主体であることを広く周知します。

##### イ 子どもの意見を聴く機会の確保と意見の反映

様々な場面で子ども・若者が意見を表明できる環境を整え、意見を十分に聴き、施策等に反映することで、社会の一員としての主体性の向上を目指します。

###### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 アンケート調査等による意見聴取の実施	計画の見直し時に小・中学生などへのアンケート調査を行うとともに、様々な意見聴取の方法を検討します。
【新規】 子どもの意見の施策等への反映	子ども・若者の意見・要望等を様々な施策等に反映させるため、全市的に取り組みます。

## (2) 多様な体験機会・居場所づくりの推進

### ア 子どもの居場所づくりの推進

地域住民等との協力により、放課後等に学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりを推進します。子ども食堂をはじめとした居場所や遊び場づくりに取り組む団体への支援、新たな活動への支援により、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

#### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 子どもの居場所づくりの推進	子ども食堂など、家や学校以外の子どもの居場所づくりに取り組む団体や人材の発掘を行い、活動への支援に取り組みます。
子ども食堂運営事業補助金交付事業	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営経費を補助することにより、地域における子どもの居場所づくりや子どもと地域住民の交流拠点整備等、地域福祉活動の促進を図ります。
放課後子ども教室推進事業	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保します。また、さらなる周知と人材確保を図ります。

### イ 地域における体験・交流機会の充実

公民館等の公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。また、地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供します。

#### ■取り組み

施策名	内容
公民館等の活用	親子で参加できる、子ども向けの講座を開催します。長期休業期間中は、子どもが参加する講座を中心に実施します。
歴史民俗資料館の活用	歴史民俗資料館を利用し、資料館の展示物の内容の充実を図り、子どもたちに地域の伝統文化について学ぶ機会を提供します。ペーロン関係資料の展示等を行い、地域に残る伝統文化の紹介に努めます。

### (3) 子どもにやさしい環境の整備

#### ア 福祉のまちづくりの推進

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、建物のバリアフリー化に努めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。

##### ■取り組み

施策名	内容
「福祉のまちづくり重点地区整備計画」の推進	「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備計画を推進し、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。誰もが主体的に支え合って暮らせるユニバーサル社会づくりを推進します。
妊産婦に対する配慮の意識啓発	「マタニティマーク入りキーホルダー」の配布や啓発ポスターを掲示し、妊産婦への配慮の意識啓発を行います。
通学路の安全対策	各小・中学校における点検結果や地域住民からの意見を踏まえ、通学路安全対策協議会において危険箇所への対応を行います。
赤ちゃんの駅事業	乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳等で立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

#### イ 子育てに適した住環境等の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、子どもを育てたいという希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。

##### ■取り組み

施策名	内容
都市公園の整備	公園に設置されている遊具について、定期的に点検整備を行い、安全を確保します。また、地域住民と協働で、公園の清掃等、公園の美化・環境整備を実施します。
住宅取得奨励金交付事業	市内に住宅を新築又は購入した世帯（申請者が40歳未満で夫婦又は子どもを養育している家族）に対し、奨励金を交付します（中古住宅の購入は除く）。

## (4) 子どもの安心・安全を守る取り組みの推進

### ア 交通安全対策の推進

交通法規違反、マナー欠如による自転車事故等が増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。

#### ■取り組み

施策名	内容
子ども交通安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の園児・児童を対象に、特に小学1年生の事故発生率が高いことを踏まえ、交通安全教室を実施します。
自転車安全教室	警察・交通安全協会と連携し、毎年全小学校の小学3年生を対象に、自転車安全教室を実施します。
乳幼児救命救急講座等の実施	子育て学習センターやファミリー・サポート・センター等での乳幼児の保護者を対象とした研修会で、消防署と連携し、乳幼児救命救急講座やAED講習等の教室を実施します。

### イ 防犯対策の推進

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子ども等にも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。

#### ■取り組み

施策名	内容
青色回転灯装着車運行事業	犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民が協力し結成した「防犯グループ」等の活動を地域の実情に応じて支援します。
子どもを守る110番事業	通学・帰宅途上の犯罪等の危険から小・中学校の児童・生徒を守るため、防犯協会、地域住民及び事業所と協力し、「子どもを守るまちの駅」ののぼりや「子ども110番」の小旗を設置し、防犯の啓発を行います。

## ウ 子どもの非行防止・インターネット利用に関する対策

子どもや若者の非行を未然に防ぐため、学校等を通じた健全育成に関する啓発を行います。また、子どもの頃からスマートフォンやSNSなど、インターネットを使用する機会が多くなっていることから、家庭でのルール決めや学校での情報モラル教育を推進し、子どもがトラブル等に巻き込まれることを防ぎ、インターネットを適切に利用できるよう支援します。

### ■取り組み

施策名	内容
育成活動の充実	青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的に、補導活動や教育相談を実施します。また、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、相談体制の充実を図ります。
青少年健全育成活動の推進	家庭、地域、学校が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。また、有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組みます。
ケータイ・スマホ教室	スマートフォンやSNS、インターネットの利用にまつわるトラブルや依存傾向の防止を図るため、危機回避の方法やルール、マナーの大切さを学ぶ場を提供します。



## 基本目標2 ライフステージに応じた育ちへの支援

### (1) 親と子の健やかな育ちへの支援 ～誕生前から幼児期～

#### ア 妊娠期からの切れ目のないサポートの充実

こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで、保健師による相談や訪問等、切れ目のないサポートを提供します。

育児不安の解消や子どもの養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。

#### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 こども家庭センター（利用者支援事業）の設置	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、こども家庭センターを設置します。複雑で多様化する課題へ対応するため、保健師や保育士、社会福祉士等の専門職の配置に努めます。
【新規】 プレコンセプションケアの推進	若い世代へのヘルスケアとして、プレコンセプションケアを知ってもらうため、普及・啓発を行います。
母子健康手帳の交付	保健師がすべての妊婦と面接し、体調や出産、育児についての相談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援につなげます。
【新規】 妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後2か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、児の成長発達や保護者の心身の状況、養育環境を把握し、保健師が相談や助言等を行うことで、児とその保護者の援助を行います。
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び経過観察の必要な乳幼児とその保護者に対して、保健師が訪問し、相談・指導等、継続的に支援を行います。
産後ケア事業	家族等から家事や育児の援助が受けられない産婦と乳幼児に対し、医療機関や助産所において、通所・訪問・宿泊等により心身のケアや育児のサポート等を行います。

施策名	内容
子育て家庭支援訪問事業 (2歳児訪問事業)	2歳児のいる家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聴き、子育て情報の提供や支援が必要な家庭については必要なサービスにつなぐとともに、関係機関で継続的な支援を行うことにより、育児期の親の孤立感の軽減、育児不安の解消、虐待の早期発見・未然防止を図ります。
子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。
養育支援訪問事業	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。
【新規】 親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業の実施を検討します。

## イ 健康診査事業の充実

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見・早期対応を図るため健康診査を行います。

また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上を目指し、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。

さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育て等に関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況等の把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。

### ■取り組み

施策名	内容
乳幼児健康診査	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、個々に応じた発育や発達の支援を行います。また、3歳児健康診査時に、スポットビジョンスクリーナーによる検査を実施し、言葉で表現できない年齢の子ども斜視や弱視の早期発見・早期治療につなげます。
歯科健康診査	1歳6か月児、2歳児、3歳児の時期に、歯科健康診査と歯科相談を実施します。
10か月児相談	定期的に子どもの発育や発達を確認するため、10か月の乳児の保護者に対し、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を実施します。
妊婦・産婦健康診査 費補助事業	妊婦健康診査及び産婦健康診査に係る費用を助成します。

施策名	内 容
妊婦歯科健康診査の助成事業	安定期（妊娠5～7か月以降）の妊婦に対し、歯科健康診査、歯科保健指導及びブラッシング指導を受ける費用を助成します。
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査の検査費用の一部を助成します。
1か月児健康診査費助成事業	1か月児健康診査の健康診査費用の一部を助成します。
事故防止の啓発	新生児訪問指導、4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行います。

## ウ 療育支援体制の充実

障害の早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センター等の関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。

### ■取り組み

施策名	内 容
5歳児発達相談兼発達巡回相談	保育所・幼稚園・認定こども園において巡回相談を実施し、発達が気になる子どもの早期発見・早期支援に努めるとともに、幼児期から学童期へ引き継ぐことができるように支援します。
親子教室	健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に、親子遊び等を通して、集団生活適応のための指導・助言を行うとともに、幼児の発達を支援します。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児・児童に対し、個別相談・発達検査を実施します。
発達障害児療育事業	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な子ども等に対し個別療育事業（PT、OT、ST）を行います。

## エ 小児医療の整備と予防接種の推進

子育て中の親にとって大きな心配ごとの一つは、子どもの急病やけがであり、小児救急医療体制の整備が重要となっています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、オンライン相談事業の実施、医師会や医療圏域の医療機関との連携に努めます。

また、予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

## ■取り組み

施策名	内容
産婦人科・小児科オンライン相談事業	妊婦や赤ちゃんのいる世帯の医療機関への受診に対する感染症予防等のため、産婦人科医や小児科医等による 24 時間オンラインで相談できる体制を整備します。
小児科救急医療対応病院群輪番制運営事業	救急業務の初期医療を行う医療機関では、処置が困難な小児科救急患者診療について広域体制をとり、輪番制方式（2 病院）で実施します。
正しい受診に関する啓発	新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布等を行い、小児救急電話相談の利用を促進し、正しい受診に関する啓発を行います。
定期予防接種	市内医療機関にて個別で通年実施します（5 種・2 種混合、MR（麻しん風しん）、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、ロタウイルス、B 型肝炎、子宮頸がん）。
3 種混合予防接種	小学校就学前 1 年間に該当する幼児で、定期予防接種として 4 種混合予防接種の第 1 期の追加接種から 6 か月以上経過している幼児に対し、3 種混合の予防接種費用の一部を助成します。
骨髄移植等の予防接種の再接種	骨髄移植等（骨髄移植、末梢血管細胞移植）により、定期予防接種を通じて得られていた免疫が低下又は消失し、再接種が必要と医師に認められた 20 歳未満の方に対して、再接種に係る費用を助成します。

## オ 食育の推進

食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少等に対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。「相生市食育推進計画」に基づき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健康診査等での健康相談を行います。

## ■取り組み

施策名	内容
離乳食教室	3～5 か月の乳児とその保護者に対し、離乳食に関する集団及び個別指導、調理実習を実施するとともに、乳幼児健康診査、相談事業で食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
保育所・幼稚園等における食育の推進	地域の農業者と菜園活動等を通じて交流を図り、地産地消を推進します。また、食に関する団体と親子の料理教室等を実施するとともに、お便りを通じて家庭に食に関する情報を発信します。

## カ 幼児教育の充実

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、保育所・幼稚園・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした教育の充実を図ります。

### ■取り組み

施策名	内容
幼児期の教育体制（幼稚園）の整備	生涯にわたる人間形成の基礎を培い、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を目的に、3歳児保育の実施、ICT機器の活用など幼児教育の充実を図ります。
認定こども園の充実	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の充実を図ります。また、保護者のニーズに対応するため、公立の幼稚園・保育所を統合し認定こども園化を進めます。

## キ 幼児教育と小学校教育の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。

### ■取り組み

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、山手幼稚園内に幼児教育センターを設置し、相談等について随時対応します。
保育所・幼稚園・認定こども園との交流活動の推進	保育所・幼稚園・認定こども園の幼児と小学校児童の交流活動を実施し、連携の強化に努めます。



## (2) 子どもが心身ともに健康に育つ環境づくり ～学童期・思春期～

### ア 心身の健康づくりの推進

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、不安や悩みを持つ児童・生徒が気軽に相談できるよう周知を行います。

#### ■取り組み

施策名	内容
スクールカウンセラー等の配置	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
思春期相談の実施	パンフレットを窓口等へ設置するなど、健康福祉事務所が行う思春期相談事業の周知を行います。
性教育の実施	小・中学校における学級活動や保健体育の時間に、生命の尊さや男女の性差、育児等の正しい理解ができるよう性教育を実施します。

### イ 教育環境の充実

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。

また、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聴き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図ります。

#### ■取り組み

施策名	内容
ぐんぐん学力アップ事業	児童・生徒の学力の状況を把握し、小・中学校の児童・生徒の基礎学力の定着を図ります。
相生っ子学び塾事業	子どもの基礎学力の定着、勉強の習慣付けに向け、地域住民の協力のもと、基礎学力の向上や自ら学びたいと考えている子どもを対象に、放課後等において学び塾を開設しています。
ワンピース・イングリッシュ事業	幼稚園・小学校・中学校において、段階に応じた英語教育の充実と、外国人講師とコミュニケーションをとり、たくさんの英語に触れることで、英語を理解し、表現することができる子どもを養います。
相生型ハイブリッド学習事業	ふれあいや絆を大切にしながら日々の授業や体験活動と、ICT機器を活用した個別最適化学習や協働学習を両輪とした相生型ハイブリッド学習を実施し、児童・生徒一人ひとりに知徳体のバランスの取れた教育を実施します。

## ウ 体験的な学習機会の充実

社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。

### ■取り組み

施策名	内容
環境体験・自然学校	小学3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然とふれあう体験型環境学習を実施します。また、小学5年生を対象に、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて自然とのふれあい体験を実施します。
海の環境学習	小学校高学年児童を対象に、相生湾や播磨灘の海の自然環境を守り育てる活動として、関係団体と連携し里海づくりや体験型の学習を行います。
トライやる・ウィーク	中学2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域で学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。

## エ いじめや不登校に対する取り組みの推進

いじめや不登校への対応として、迅速な支援と学校との連携体制の整備、相談体制の強化により子どもが安心して学べる環境づくりに取り組みます。

### ■取り組み

施策名	内容
教育支援センター事業	育成支援室、コスモス教室及び教育研修室を統括する教育支援センターにおいて、スピード感を持った情報・行動連携や不登校児童・生徒への教育支援を行います。また、学校からの要請に即時応答するため、教育支援センター内に「学校サポートチーム」を編成し、学校に直接訪問して児童・生徒の観察、教員への指導助言を行う等、個別最適な支援を充実させます。
コスモス教室	小・中学校の不登校児童・生徒に対して、心のケアを中心に生活面と学習面の指導にあたりるとともに、生け花教室、料理教室、野外活動等を行うなど、児童・生徒の学びの保障、自立心や社会性、協調性の発達・成長を図ります。
校内サポートルームの設置	小・中学校に校内サポートルームを設置し、教職員や支援員等で協力体制を組み、児童・生徒が安心できる居場所づくりに取り組みます。

### (3) 次世代の育成支援 ～青年期～

#### ア 次世代を担うための教育の推進

次世代を担う子ども・若者が社会の一員として、将来への展望を持って生活できるよう、主体的な活動や社会参画の機会の確保、自立への支援を推進します。

##### ■取り組み

施策名	内容
トライやる・ウィーク（再掲）	中学2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域で学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。
【新規】 次世代を担うための教育の推進	地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、選挙啓発や出前講座などによる主権者教育を推進します。

#### イ 結婚、妊娠等を希望する若者への支援

若者の結婚や子育てに対する不安を解消し、希望をかなえる取り組みを推進するとともに、子ども・若者の視点に立ち、住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

##### ■取り組み

施策名	内容
あつまれ新婚さん 新生活応援金交付 事業	新婚世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用を補助し、子育て世代の結婚支援及び転入促進・転出抑制を図ります。
あいおい暮らしお 試し移住事業	移住を希望する者に対し、一定期間、相生市での生活を体験してもらうこと、またテレワークに対応した住宅にて新たな生活スタイルを提案することにより、移住定住を促進します。
妊活カップル応援 金給付事業	特定の不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けた夫婦の心理的・経済的負担を軽減するため、応援金を給付します。
不妊相談の周知	スマートフォン等で産婦人科医に相談できるオンライン相談事業の実施や、兵庫県の不妊専用サイトや不妊治療費助成事業の周知、啓発を行います。
不育症治療支援事 業	不育症と医師に認められた夫婦に対し、治療費を助成します。

## 基本目標3 安心して子育てができる環境の整備

### (1) 子育て相談や支援の充実

#### ア 相談体制の整備・拡充

気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するために子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動、専門的な相談等、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

#### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 こども家庭センター（利用者支援事業）の設置（再掲）	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、こども家庭センターを設置します。複雑で多様化する課題へ対応するため、保健師や保育士、社会福祉士等の専門職の配置に努めます。
健康110番	電話により、乳幼児の健康・保育に関する相談を行います。
なんでも健康相談	乳幼児の健康・保育に関する相談や健康づくり全般に関し、面接による相談を随時、個別に行います。
子育て学習活動推進事業（地域子育て支援拠点）	子育て学習センターにおいて、子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行います。
子育て支援コーディネーターの配置	子育て支援コーディネーターを1名配置し、子育ての悩みや不安に関する相談に対応します。
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。

## イ 子育てに関する情報提供体制の充実

子育て支援を推進するため、総合的な庁内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市ホームページ等、様々な情報媒体を通じて利用者の視点に立った情報提供の充実に努めます。

### ■取り組み

施策名	内容
子育て支援庁内連絡会議の推進	子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援事業推進委員会を開催し、庁内の連携体制の強化に努めます。
「子育て応援ガイドブック」の配布	妊娠・出産から子育てまで幅広い子育て支援の情報をまとめた「子育て応援ガイドブック」を保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、医療機関、歯科医院、公民館、保健センター等に設置し、子育てに関する制度や相談窓口等の紹介を行います。
「A i o i いくなび」の充実	妊娠から出産、育児までをフルサポートできる子育て応援アプリ「A i o i いくなび」の周知と充実に努めます。
ホームページ等の充実	市ホームページや市公式 LINE を活用して随時情報提供を行います。また、「こどもイベントカレンダー」を配布し、市内の全世帯に対して子育てに関する情報発信を行います。

## ウ 親支援に関する教育機会の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、子育て講座・講習等、子育てに関する学習の機会の充実に努めるとともに、事業が周知されるようリーフレットの活用等、幅広い情報提供に努めます。

### ■取り組み

施策名	内容
幼児教育センターの充実（再掲）	家庭での教育力の充実・支援のため、山手幼稚園内に幼児教育センターを設置し、相談等について随時対応します。
家庭教育学級の推進	家庭における基本的習慣や社会性、創造性を身に付けさせるため、幼稚園、小・中学校でPTCA活動を実施し、実践発表会を開催するとともに、市内地域団体・行政関係との連携体制を強化します。
子育て学習活動推進事業（地域子育て支援拠点）（再掲）	子育て学習センターにおいて、子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行います。

## (2) 地域と連携した子育て支援の推進

### ア 子育てグループ活動への支援

保護者が気軽に参加できるように、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。

#### ■取り組み

施策名	内容
専門スタッフ派遣 事業の充実	まちの子育てひろばに専門スタッフ（市の保健師、栄養士等）を派遣し、適切なアドバイスを行い、育児ストレスや不安感等を抱える保護者の支援を行います。
まちの子育てひろ ば活動の支援	まちの子育てひろばの充実を図り、定着を促進するため、まちの子育てひろばへの助成や支援を行います。

### イ 子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、地域における子育て支援ネットワークを構築します。

#### ■取り組み

施策名	内容
子育てネットワー ク推進協議会の充 実	行政、子育て支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。
民生・児童委員、主 任児童委員の周知・ 連携（再掲）	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。
地域交流活動の推 進	保育所・幼稚園・認定こども園において、地域と交流し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。

## ウ 地域教育への支援

子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。世代間交流活動やスポーツ活動等の推進を図り、地域の教育力の向上を目指します。

### ■取り組み

施策名	内容
スポーツクラブ 21 ひょうご事業	世代間交流活動やスポーツ活動等の推進を図り、地域の教育力の向上を目指します。
【新規】 地域部活動推進事業	地域の実情に応じ、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討し、生徒がスポーツ等の活動に親しむことができる機会を確保します。



### (3) 保育サービスの充実

#### ア 保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かり等、多様な保育サービスを継続して実施します。また、障害のある子どもや医療的ケア児、外国籍の子どもなど、特別な配慮が必要な子どもの受け入れ体制の確保に努めます。

#### ■取り組み

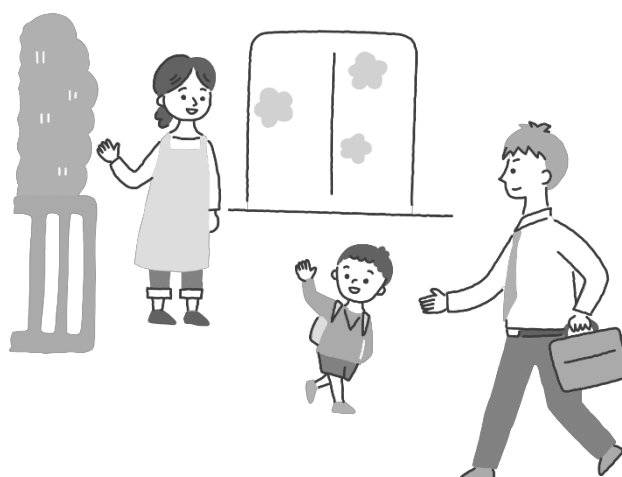
施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所等において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
一時預かり事業	保護者の疾病等により、家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に保育します。
病後児保育事業	乳幼児・児童が病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、民間保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業を継続して実施します。
障害児保育事業	障害のある子どもの保育体制を整え、障害児保育を実施する保育所等へ補助金を交付し、円滑な受け入れを推進します。
子育て家庭サポートステイ事業	保護者が疾病等で子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において子どもの養育・保護を行います。子どもの安全を守るためにも事業を継続して実施します。
市立幼稚園預かり保育事業	通常保育時間終了後、教育活動の一環として実施園に通う4・5歳児を対象に、無料で預かり保育を実施します。
ファミリー・サポート・センター事業	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。より活発に事業を展開できるよう、まちの子育てひろばや子育て学習センター活動での情報提供、広報紙や市ホームページ、市公式LINEでの情報提供に努めます。
【新規】 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。令和8年度より開始される事業ですが、相生市では待機児童が発生しているため、令和8年度より段階的に試行し、令和10年度からの本格実施を目指します。

## イ 保育体制の充実と質の向上

保護者のニーズや地域の特性に応じた保育体制を整備し、待機児童の解消を目指すため、保育施設の整備を図るとともに、保育士等の人材確保に努めます。また、安心して子どもを預けることができるよう保育の質の向上に取り組みます。

### ■取り組み

施策名	内容
保育体制（保育所等）の整備	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所等の効率的な整備を進めるため、公立の幼稚園・保育所を統合し認定こども園化を進めます。
保育環境の整備	安全で快適な保育環境となるよう、必要に応じて施設の改修・整備を行います。また、認定こども園の運営開始に向けて、住民説明を実施し、施設の整備を行っていきます。
保育士等就業支援事業	保育業務に専従するものとして市内の保育所等に新たに勤務する者に、採用から6か月後に一時金として10万円を支給することで、就職意欲の促進と人材確保を図ります。
保育士等賃貸借住宅賃借料等補助事業	市内の私立保育所等に新たに勤務する保育士等に対し、賃貸借住宅の家賃の一部を補助し、就職の動機付けを図ることで、保育士の確保と就労促進につなげます。
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため、研修の実施を進めます。
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を確保するため、第三者による保育サービス評価の実施を検討します。

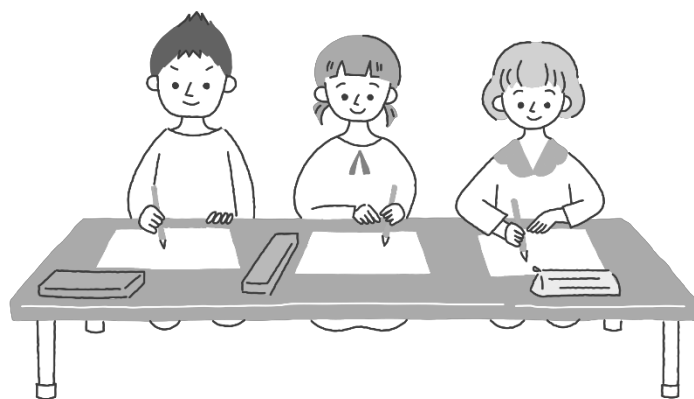


## ウ 放課後児童対策の推進

放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童健全育成事業（学童保育）や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり、質の確保に努めます。

### ■取り組み

施策名	内容
放課後児童健全育成事業（学童保育）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に保育が必要な児童の保育を実施します。子ども達が安全で安心して放課後を過ごせるよう、指導員の確保とより良い保育環境の確保に努めます。
放課後子ども教室推進事業（再掲）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保します。また、さらなる周知と人材確保を図ります。
放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携	親の就労状況に関わらず、すべての小学生が放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の連携を図ります。



## (4) 仕事と子育てとの両立支援

### ア 仕事と子育てとの両立を推進するための意識啓発

仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

#### ■取り組み

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	相生商工会議所、ハローワーク相生等と連携を図りながら、子ども・子育て支援新制度におけるワーク・ライフ・バランスの理解を促進するため広報・啓発に努めるとともに、ポスター・パンフレット等の掲示による情報提供を行います。
職場復帰や再就職に向けた支援	妊娠・出産・育児等の理由により退職した人の職場復帰や再就職に向けたパンフレット設置、セミナー等の開催を実施するとともに、女性の就労に関する相談支援を行います。

### イ 男女共同参画による子育て意識の啓発

男女がともに自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、男性の育児参加の促進、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。

#### ■取り組み

施策名	内容
男性の育児参加の促進	男性の育児参加を促すため、男性対象の料理教室や男性も参加しやすい講座や教室を開催します。
「相生市男女共同参画プラン」の推進	男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の分野で活動するあいおい男女共同参画を推進する団体と協働で、市民の意識啓発を推進するためセミナーを開催します。

## (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

### ア 子育てに係る各種手当の支給

児童手当等をはじめとした各種手当を適切に支給し、ひとり親家庭や障害のある子ども等を含め、子育て家庭への支援を継続して行います。

#### ■取り組み

施策名	内容
児童手当の支給	高等学校修了までの子どもを養育している人に児童手当を支給します。
児童扶養手当の支給	18歳までの子どもを監護する母若しくは父、又は父母が監護しないときは、その子どもの養育者に対して手当を支給します。
【新規】 妊婦のための支援 給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援へつなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。また、妊婦のための支援給付金を支給することで、妊産婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。
自立支援給付金の 支給	ひとり親家庭の親が、就業に結びつく可能性の高い講座又は教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。
高等職業訓練促進 給付金等事業	ひとり親家庭の親が、より良い条件での就業や転職へつなげるために、資格にかかる養成機関で修学する場合、修学期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給します。
生活困窮家庭児童・ 生徒の修学旅行援助 の実施	生活保護法により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
特別児童扶養手当 の支給	身体又は精神に重度・中度の障害のある20歳未満の子どもの養育者に手当を支給します。
障害児福祉手当の 支給	障害により生じる特別な負担の軽減を図るため、在宅の20歳未満の重度障害のある子どもに対して手当を支給します。
心身障害児童就学 奨励金の支給	特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学する心身障害のある児童・生徒の保護者に就学奨励金を支給します。
重度心身障害者介 護手当	身体障害者手帳1級・2級又は重度知的障害と判定された児童で、居宅で6か月以上常時臥床の状態にある児童を主として常時介護している人に手当を支給します。（市民税所得割16万円未満の世帯）
就学援助事業	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。
交通遺児激励金の 支給	学校教育法第1条の学校に就学する児童・生徒で交通事故によって保護者を失った人に激励金を支給します。

## イ 子育てに係る費用の無料化や助成の実施

子どもを養育している家庭に対し、医療費や給食費等の経済的負担の軽減を行うことで子育て家庭の不安解消を図ります。

### ■取り組み

施策名	内 容
市立幼稚園、小・中学校給食費助成金交付事業	市内在住の園児・児童・生徒（特別支援学校通学者含む。）を対象に、給食費を全額助成し無料とします。
ひょうご保育料軽減事業	保育所及び認定こども園に通う子どもの保育料の一部を補助します。
市立小・中学校通学費無料化事業	バスを利用する児童・生徒に対して、通学費を全額補助します。
乳幼児やこども医療費助成事業	0歳から高校生等までのこども医療費の自己負担額の助成を行います。
母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもに対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
自立支援等医療費の助成	18歳までの子どもの自立支援や小児慢性特定疾患に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。
未熟児養育医療給付事業	未熟児に対し、指定医療機関において養育医療の給付を行います。
重度障害者（児）医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人（児）に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
ファミリー・サポート・センター利用料補助事業	低所得者、ひとり親家庭等の人に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を補助します。
副食費補助事業	保育所又は認定こども園等に在所又は在園する3歳以上の園児に係る副食費の一部を助成します。

## 基本目標 4 すべての子ども・若者の成長と自立への支援

### (1) 児童虐待防止対策の推進

#### ア 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見に、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

#### ■取り組み

施策名	内容
【新規】 こども家庭センター（利用者支援事業）の設置（再掲）	従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指し、こども家庭センターを設置します。複雑で多様化する課題へ対応するため、保健師や保育士、社会福祉士等の専門職の配置に努めます。
児童虐待防止の普及・啓発	母子健康手帳配布時や各種健康診査時の機会を活用し、保護者に対して子どもとの接し方や様々な困難への対処法を紹介するなど、体罰によらない子育てを推進します。
子ども家庭支援員・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の質の向上	子どもの権利を守ることを最優先の目的としたアセスメントを通して、関係機関の連携を促進し、役割分担の調整を図ります。
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携（再掲）	地域において支援を必要とする子ども・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について、要保護児童対策地域協議会等を通じて、民生・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携の強化に努めます。
児童虐待防止対策の充実	子ども及び妊産婦の福祉に関して、情報の提供や相談等を行うこども家庭センター、訪問指導等の地域における切れ目のない子育て支援を活用し、関係機関との連携を強化することで、虐待防止対策の充実を図ります。
児童虐待対応アドバイザーの設置	深刻化、複雑化する児童虐待に適切、的確に対応するため、専門的な立場から指導又は助言を得ながら、職員の専門性の向上を図ることを目的として、児童虐待対応アドバイザーを設置します。

施策名	内 容
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施します。
養育支援訪問事業（再掲）	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。
【新規】親子関係形成支援事業（再掲）	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業の実施を検討します。

## イ 児童虐待防止のネットワーク化の推進

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。

### ■取り組み

施策名	内 容
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的で開催し、支援ケースの進行管理を実施するとともに、個別ケース検討会議の実施を進めます。児童虐待対応マニュアルに基づいて、児童虐待への適切な対応を行います。
社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業の確保に努めるとともに、児童養護施設等との連携を図ります。
里親制度の普及啓発	社会的養護が必要な子どもたちの里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発に取り組みます。

## (2) 子どもの貧困対策の推進

### ア 教育の支援

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして保育所・幼稚園・認定こども園、学校を位置付け、これらを窓口とした教育相談体制を充実し、福祉関連機関等との連携を図るとともに、保幼小連携の推進や就学支援を実施します。

#### ■取り組み

施策名	内容
教育相談の充実	臨床心理士や教育支援センター職員に加え、スクールソーシャルワーカーによる専門相談を実施します。臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、職員による面接及び電話相談を随時行うなど、体制の充実を図ります。
スクールカウンセラー等の配置（再掲）	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
就学援助事業（再掲）	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。

### イ 課題の把握と生活への支援

子どもが貧困により日々の生活に困ることがないように支援を行うとともに、こども家庭センターやスクールソーシャルワーカー等が連携を図り、貧困等の課題を抱える子どもについて把握し、必要な支援につなげます。

#### ■取り組み

施策名	内容
養育支援訪問事業（再掲）	要保護世帯に対して妊娠期から出産、育児にわたり、継続的に各関係機関との連携のもとに支援を行い、その家庭内で児が適切な環境のもとに養育を受けられているかを確認し、保護者等に相談・指導等の適切な支援を行います。
【新規】ヤングケアラーの把握・支援	福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。

## ウ 経済的支援

生活保護世帯や生活困窮世帯等、経済的困難を抱える家庭の自立を支援するとともに、それぞれの家庭に適した支援を実施します。

### ■取り組み

施策名	内容
生活困窮家庭児童・生徒の修学旅行援助の実施（再掲）	生活保護法により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
就学援助事業（再掲）	要保護及び準要保護世帯の小・中学校の児童・生徒の学資の一部を支給します。
ファミリー・サポート・センター利用料補助事業（再掲）	低所得者、ひとり親家庭等の人に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を補助します。

### (3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子父子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。また、ひとり親家庭のニーズを把握し支援の充実を図ります。

### ■取り組み

施策名	内容
母子父子自立支援員活動の充実	母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保し、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。
児童扶養手当の支給（再掲）	18歳までの子どもを監護する母若しくは父、又は父母が監護しないときは、その子どもの養育者に対して手当を支給します。
母子家庭等医療費の助成（再掲）	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない子どもに対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
自立支援給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の親が、就業に結びつく可能性の高い講座又は教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業（再掲）	ひとり親家庭の親が、より良い条件での就業や転職へつなげるために、資格にかかる養成機関で修学する場合、修学期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給します。

## (4) 障害のある子どもへの支援

### ア 障害のある子どもへの支援に対する連携体制の確立

障害者自立支援協議会を中心として保育所・幼稚園・認定こども園、学校等、関係機関の連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。

#### ■取り組み

施策名	内容
障害者自立支援協議会による支援強化	障害があっても、地域で安心して生活を送ることができるよう障害者自立支援協議会児童部会や相談支援機関連絡会議等を開催し、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等、関係機関との情報共有、連携強化を図ります。
障害児通所サービスの提供	障害のある子ども、発達障害の疑いのある子どもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等の障害児通所支援サービスを提供します。
障害者基幹相談支援センターの設置	身体・知的・精神障害のある人（児）等やその家族の方を対象に、障害福祉について経験や知識がある相談支援員が相談を受け、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用援助、障害のある人（児）等の権利擁護のために必要な援助等を行います。
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

### イ 特別支援教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害のある子どもは増加傾向にあり、障害のある児童に応じて適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

#### ■取り組み

施策名	内容
特別支援教育の充実	障害の能力・適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適正な教育的対応、指導を行う体制を整えます。特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図り、教職員の抱える不安や負担の軽減に努めます。

## ウ 交流教室等の推進

障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深め、同時に障害のある子どもの豊かな人間形成を促進するため、障害のある子どもに対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。

### ■取り組み

施策名	内容
交流教育推進事業	障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深め、障害のある子どもの豊かな人間形成を推進するため、学習、交流・共同学習、副籍を活かした交流教育を推進します。
福祉教育の推進	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、社会福祉協議会等の関係機関と学校が連携し、学年段階に応じた福祉教育を推進します。
パラスポーツフェスAIO事業	障害のある人とない人が一緒にパラスポーツを体験することで、パラスポーツの理解を深め、スポーツを通じた社会参加の促進を図ります。

## エ 就学指導の充実

障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、教育支援委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導・支援が行われるよう努めます。

### ■取り組み

施策名	内容
就学指導の充実	障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、教育支援委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導・支援を行います。

## オ 障害児保育・療育等の充実

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、必要に応じて特別支援補助員の配置等を進め、障害のある子どもの地域の保育所・幼稚園・認定こども園・学童保育での受け入れ体制の整備に努めます。また、乳幼児健康診査や発達巡回相談等によって障害の早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育への移行を目指します。

### ■取り組み

施策名	内容
発達障害児療育事業（再掲）	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な子ども等に対し個別療育事業（PT、OT、ST）を行います。
障害児保育事業の充実	幼稚園における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、心身障害児支援員を配置します。また、保育所等における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、必要に応じて保育士の配置を行います。
障害児保育事業（再掲）	障害のある子どもの保育体制を整え、障害児保育を実施する保育所等へ補助金を交付し、円滑な受け入れを推進します。
放課後児童健全育成事業（学童保育）（再掲）	小学生（1～6年生）を対象に、放課後に保育が必要な児童の保育を実施します。子ども達が安全で安心して放課後を過ごせるよう、指導員の確保とより良い保育環境の確保に努めます。

## （５）外国につながる子どもへの支援

多国籍化が進む中、保護者や子どもが日本で暮らしやすい生活を支援するため、日本語習得や学習へのサポートを行います。外国籍の保護者や子どもの増加に伴い、支援員の確保に努めます。

### ■取り組み

施策名	内容
日本語習得支援員制度	日本語習得の困難さや多様な文化的背景による課題を解消するために学習支援や生活支援を行い、外国人児童・生徒の学校生活への適応を図ります。

# 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を定めます。

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、居宅より容易に移動することが可能な区域です。

相生市では教育・保育提供区域は、市域全体を1区域として設定し、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保していきます。

区域の設定	区域
教育・保育給付（教育・保育施設、地域型保育事業）	1区域
乳児等のための支援給付（乳児等通園支援事業）	1区域
地域子ども・子育て支援事業	
① 利用者支援事業	1区域
② 延長保育事業	1区域
③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）	1区域
④ 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児・病後児保育事業	1区域
⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1区域
⑪ 妊婦健康診査（妊婦健康診査費補助事業）	1区域
⑫ 産後ケア事業【新規】	1区域
⑬ 子育て世帯訪問支援事業【新規】	1区域
⑭ 児童育成支援拠点事業【新規】	1区域
⑮ 親子関係形成支援事業【新規】	1区域
⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
⑰ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

«認定区分について»

認定区分	内容
1号	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）

#### 事業内容

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。また、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

#### 現状と量の見込み

1号認定、2号認定、3号認定ともに実績値は減少傾向となっており、児童数の減少に伴い、今後も減少する見込みです。

#### 確保方策の内容

##### ○幼稚園及び認定こども園（保育の必要がない子ども）

1号認定は、既存の幼稚園5施設、認定こども園（幼稚園部分）2施設で提供体制を確保します。

##### ○認定こども園（保育の必要がある子ども）及び保育所

2号認定は、既存の保育所4施設、認定こども園（保育所部分）2施設で提供体制を確保します。

3号認定は、既存の保育所7施設、認定こども園（保育所部分）2施設で提供体制を確保します。

■ 1号認定・2号認定（3～5歳）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	人	273	247	237	222	213
	2号認定		271	244	235	220	211
②確保の内容	1号認定		273	247	237	222	213
	2号認定		271	244	235	220	211
過不足 （②－①）	1号認定		0	0	0	0	0
	2号認定		0	0	0	0	0

■ 3号認定（0歳）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	27	26	24	24	23	
②確保の内容		27	26	24	24	23	
過不足（②－①）		0	0	0	0	0	

■ 3号認定（1歳）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	65	62	59	56	54	
②確保の内容		65	62	59	56	54	
過不足（②－①）		0	0	0	0	0	

■ 3号認定（2歳）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	82	80	76	73	70	
②確保の内容		82	80	76	73	70	
過不足（②－①）		0	0	0	0	0	

### 3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策

#### (1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

##### 事業内容

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

##### 現状と量の見込み

令和8年度より開始される事業ですが、相生市では待機児童が発生しているため、令和8年度より段階的に試行し、令和10年度からの本格実施を目指します。0～2歳の未就園児数を基に、量の見込みを算出しています。

##### 確保方策の内容

地域の保育需要等を把握し、ニーズに合わせて実施できるよう、保育士の確保や園との調整に取り組みます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳	人	—	1	1	3	3
	1歳		—	2	2	7	7
	2歳		—	3	3	8	7
	総数		—	6	6	18	17
②確保の内容			—	6	6	18	17
過不足（②－①）		—	0	0	0	0	

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 事業内容

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」のほか、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業」があります。

#### 現状と量の見込み

令和7年度より、新たに「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」が開始されます。市が主体となって一体的に管理し、各機関に適切につないでいくことができるよう、1箇所で開催します。

妊婦等包括相談支援事業型は、各年の妊婦数1組あたり3回の面談を実施することを想定して量の見込みを設定しています。

#### 確保方策の内容

庁内にある利用者支援事業の窓口で、センター長、統括支援員及び保健師等の相談員を配置し、提供体制を確保します。

##### ■こども家庭センター型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
過不足(②-①)						

##### ■妊婦等包括相談支援事業型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	回	360	387	369	354	342
②確保の内容		360	387	369	354	342
過不足(②-①)						

## (2) 延長保育事業

### 事業内容

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

### 現状と量の見込み

利用者実績は横ばい傾向となっており、今後減少する見込みとなっています。

### 確保方策の内容

保育所等9施設で提供体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	83	77	74	70	67
②確保の内容		83	77	74	70	67
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

### 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

### 現状と量の見込み

利用者実績は増加傾向で推移しており、令和8年度まで増加する見込みです。

### 確保方策の内容

学級によって空き状況が異なるため、保育学級の状況等に応じ、提供体制を確保します。

また、こども家庭庁と文部科学省がとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後の安心・安全な居場所づくりと多様な学習・体験、交流機会の創出を図ります。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	79	74	61	61	53
	2年生	82	69	72	59	59
	3年生	77	79	63	66	54
	4年生	63	101	89	85	76
	5年生	32	25	25	26	21
	6年生	20	15	13	13	14
	総数	353	363	323	310	277
②確保の内容	人	353	363	323	310	277
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

#### (4) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

##### 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

##### 現状と量の見込み

利用者実績は増加傾向で推移しており、今後も一定の利用を見込みます。

##### 確保方策の内容

子育て短期支援事業の実施施設へ委託し、受け入れ体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	36	36	36	36	36
②確保の内容		36	36	36	36	36
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

##### 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### 現状と量の見込み

出生数の減少に伴い、実績値は減少傾向となっており、今後も減少する見込みです。

##### 確保方策の内容

全戸訪問事業であり、訪問率は100%を目指し、提供体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	132	126	120	116	112
②確保の内容		132	126	120	116	112
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

## (6) 養育支援訪問事業

### 事業内容

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

### 現状と量の見込み

利用者実績は概ね横ばいで推移しており、今後も継続して量の見込みを設定します。

### 確保方策の内容

養育支援の必要な家庭への訪問率を100%と想定し、提供体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	7	7	6	6	6
②確保の内容		7	7	6	6	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 現状と量の見込み

利用者実績は減少傾向で推移しています。

### 確保方策の内容

ひろば型地域子育て支援拠点1箇所を提供体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	7,212	6,948	6,613	6,332	6,086
②確保の内容		7,212	6,948	6,613	6,332	6,086
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

### 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所・幼稚園・認定こども園、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園型」と「幼稚園型以外」の2種類があります。

### 現状と量の見込み

利用者実績は、年によって利用者が増減していますが、概ね減少傾向で量の見込みを設定しています。

### 確保方策の内容

幼稚園型は、幼稚園5施設、認定こども園2施設において提供体制を確保します。

幼稚園型以外は、保育所・認定こども園における受け入れ可能人数の範囲内で提供体制を確保するとともに、ファミリー・サポート・センターでの受け入れ体制を確保します。

#### ■幼稚園型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	13,416	12,115	11,627	10,896	10,462
②確保の内容		13,416	12,115	11,627	10,896	10,462
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

#### ■幼稚園型以外

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	261	243	233	220	212
②確保の内容		261	243	233	220	212
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (9) 病児・病後児保育事業

### 事業内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

### 現状と量の見込み

利用者実績は概ね横ばいで推移しています。

### 確保方策の内容

保育所1施設にて、病後児対応型の受け入れ体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	96	93	87	81	78
②確保の内容		96	93	87	81	78
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 事業内容

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者で、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(依頼会員)と、当該援助を行うことを希望する人(提供会員)との登録制による相互援助活動を行う事業です。

### 現状と量の見込み

対象は小学1年生～6年生です。利用者実績は概ね横ばいで推移しています。

### 確保方策の内容

現状の利用定員で提供体制を確保します。

学童保育の送迎等で一定利用もあるため、援助事業として継続します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	10	10	9	9	8
②確保の内容		10	10	9	9	8
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査（妊婦健康診査費補助事業）

### 事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

### 現状と量の見込み

実績値は減少傾向となっており、今後も減少傾向で見込み量を設定しています。

### 確保方策の内容

妊婦健康診査の受診率 100%を目指し、提供体制を確保します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	受診者数	人	224	214	204	197	190
	回数	回	1,760	1,629	1,551	1,500	1,448
②確保 の内容	受診者数	人	224	214	204	197	190
	回数	回	1,760	1,629	1,551	1,500	1,448
過不足 (②-①)	受診者数	人	0	0	0	0	0
	回数	回	0	0	0	0	0

## (12) 産後ケア事業

### 事業内容

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

### 現状と量の見込み

利用者数は増加傾向となっています。利用日数を最大の7日として量の見込みを設定しています。

### 確保方策の内容

産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	184	176	167	162	156
②確保の内容		184	176	167	162	156
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (13) 子育て世帯訪問支援事業

### 事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

### 現状と量の見込み

令和6年度より事業を実施しており、本事業の利用が望ましい世帯を考慮して、量の見込みを設定しています。

### 確保方策の内容

令和7年度より2事業所へ委託して提供体制を確保します。育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	480	576	672	768	768
②確保の内容		480	576	672	768	768
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (14) 児童育成支援拠点事業

### 事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 現状と量の見込み

計画期間中の実施予定がないため、量の見込みは設定しません。

### 確保方策の内容

本事業について、計画期間中の実施予定はありませんが、市内において家庭や学校以外の居場所づくりを進めることで、困難を抱える児童への支援に取り組みます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## (15) 親子関係形成支援事業

### 事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

### 現状と量の見込み

特定妊婦等、利用が必要だと思われる人数を基に量の見込みを設定しています。

### 確保方策の内容

市の保健師等による提供体制を確保します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	0	0	10	10	10
②確保の内容		0	0	10	10	10
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

## **(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **事業内容**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### **確保方策の内容**

国が定める「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、補助を実施します。

## **(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

### **事業内容**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### **確保方策の内容**

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

## 第6章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

本計画は、保健、福祉、教育、男女共同参画等、広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援に関わる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

### 2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域と関わることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を図り、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

### 3 計画の進行管理と点検・評価

本計画の推進に当たっては、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、本計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、計画期間の中間年となる令和9年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 資料編

## 1 相生市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、相生市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される子ども・子育て会議は、市長がこれを招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て元気課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成29年3月9日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月21日)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 相生市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体・職名等
学識経験者	○ 服部 伸一	関西福祉大学 教育学部 教授
	清水 菜月	関西福祉大学 教育学部 講師
事業に従事する者	丸山 英男	相生市社会福祉協議会 会長
	高木 順子	相生市内保育所代表 相生保育所所長
	大塚 まゆみ	小学校校長会 青葉台小学校校長
	杉山 悦子	幼稚園園長会 平芝幼稚園園長
子どもの保護者	酒井 昌代	公募委員
	柊 実希	公募委員
	町田 聡子	相生市PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	◎ 西川 梅雄	相生市医師会 会長
	山田 勝利	相生市連合自治会 会長
	北條 和幸	相生市民生児童委員協議会 会長
	森下 博和	相生商工会議所 専務理事
	薦田 弘幸	連合兵庫西部地域協議会 副議長 (相生地域担当)
	山本 大介	相生市健康福祉部 健康福祉部長
	大西 博之	相生市教育委員会 教育次長(管理担当)
	木本 博子	相生市教育委員会 教育次長(指導担当)

◎会長 ○職務代理者

### 3 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 相生市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第14)第2条に定める事務の調査・検討を行うため、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される推進委員会の会議は、市長がこれを招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

4 推進委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て元気課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱及び相生市幼保一体化検討委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成 19 年相生市訓令第 43 号)

(2) 相生市幼保一体化検討委員会設置要綱(平成 23 年相生市訓令第 10 号)

(委員の任期の特例)

3 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 27 年 7 月 31 日までとする。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿

	氏名	団体・職名等
学識経験者	◎ 服部 伸一	関西福祉大学 教育学部 教授
	清水 菜月	関西福祉大学 教育学部 講師
事業に従事する者	○ 橋本 昌司	相生市社会福祉協議会 事務局長
	渡邊 慎治	相生市内保育所代表 どんぐりの家園長
	大塚 まゆみ	小学校校長会 青葉台小学校校長
	森上 美由紀	幼稚園園長会 山手幼稚園園長
子どもの保護者	酒井 昌代	公募委員
	柊 実希	公募委員
	栗山 知奈美	相生市PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	半田 齊	相生市医師会 副会長
	明石 光和	相生市連合自治会 総務
	萩原 一美	相生市民生児童委員協議会 主任児童委員
	宮崎 秀隆	相生商工会議所 事務局長
	薦田 弘幸	連合兵庫西部地域協議会 副議長 (相生地域担当)

◎委員長 ○職務代理者

## 5 相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日程		内容
令和5年度	12月14日	第1回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる今後のスケジュールについて (2) ニーズ調査の実施について
	2月1日～ 2月18日	相生市子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施
令和6年度	6月24日	第1回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 子ども子育て支援事業計画について (2) ニーズ調査結果報告について (3) ニーズ量の見込みについて
	6月24日	第1回相生市子ども・子育て会議 (1) 子ども子育て支援事業計画について (2) ニーズ調査結果報告について (3) ニーズ量の見込みについて
	9月30日	第2回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	9月30日	第4回相生市子ども・子育て会議 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
	12月16日	第3回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
	1月10日～ 2月6日	パブリックコメントの実施
	2月17日	第4回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント結果について
	2月17日	第5回相生市子ども・子育て会議 (1) 第3期相生市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント結果及び計画(案)の承認について

## 6 用語解説

### あ行

#### 医療的ケア児

日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

#### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

### か行

#### 外国につながる子ども

海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等をいう。

#### 家庭児童相談室

18歳未満の児童とその保護者を対象に家庭児童相談員が電話相談、面接相談及び訪問相談にあたる相談窓口。

#### 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

#### こども家庭センター

妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

#### こども基本法

こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。

#### 子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行された。

#### 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から施行された子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。新制度では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることとされている。

#### 子ども食堂

地域のボランティア等が子どもたちに無料又は低額で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。

#### こども大綱

こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき、閣議決定された。

#### こどもまんなか社会

すべての子ども・若者が、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会のこと。

### さ行

#### スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題及び悩みの相談に応じるとともに、教師及び保護者に対して指導・助言を行う心理職の専門家のこと。

#### スクールソーシャルワーカー

問題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

#### スポットビジョンスクリーナー

6か月の乳幼児から大人までの視機能上の問題を迅速に、かつ的確に検知するための機器。

## た行

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### 特別支援教育コーディネーター

特別支援学校又は小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭のこと。障害のある子どもに関する教育相談や、福祉・医療等関連諸機関との連携調整を行う。

## な行

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。保護者が働いている、働いていないに関わらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場等を提供し、子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、兵庫県知事から認可・認定を受けることができる。

## は行

### 不登校

心理的、情緒的、身体的又は社会的要因等により、登校しない、又はしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気又は経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。

### プレコンセプションケア

将来の妊娠やからだの変化に備えて、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、若年層から健康管理を行うよう促すこと。

### 放課後子ども教室

地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

## 放課後等デイサービス

障害のある児童・生徒に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う通所施設のこと。

## や行

### ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

### 幼児教育センター

幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。



第3期相生市  
子ども・子育て支援事業計画

発行：兵庫県相生市

〒678 - 8585 兵庫県相生市旭1丁目1 - 3

TEL：0791 - 22 - 7175 FAX：0791 - 23 - 4596

編集：相生市 健康福祉部 子育て元気課